

資料編

- 1．長久手町環境基本条例
- 2．環境基本計画策定体制
- 3．策定経過
- 4．環境審議会答申
- 5．住民への情報公開、意見募集の経過
- 6．住民参加による環境調査実施概要
- 7．主な住民意見の収集実施概要
- 8．1999(H11)年環境に関するアンケート調査結果（抜粋）
- 9．環境基本計画（素案）の公開による主な意見
- 10．環境の現況
- 11．用語集

1. 長久手町環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、本町における環境の保全及び創造に関する基本理念を定め、住民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとの認識に立ち、現在及び将来にわたり健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするため、適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、住民、事業者及び町の協力と働きかけによって行わなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、住民の健康で文化的な生活を確保するため、地域特性を活かした環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 町は、基本理念にのっとり、自らの施策を策定し、実施するに当たっては、環境への負荷の低減に努める責務を有する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止するとともに、生活環境及び自然環境を適正に保全し、並びに環境への負荷を低減させるため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に伴って発生する廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合には、その適正な処理及びリサイクルが図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念にのっとり、日常生活から生ずる環境の保全上の支障を防止するため、環境への負荷を低減させる責務を有する。

2 住民は、基本理念にのっとり、日常生活から排出される廃棄物の減量並びに適切な分別及び排出に努めるとともに、省エネルギー及びリサイクルを推進し、資源が有効に利用されるように努める責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、住民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第6条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

一 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、住民の健康を保護し、生活環境及び自然環境を適正に保全すること。

二 人と自然が健全に共生できる良好な環境を確保するため、里山としての機能を持つ森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を図ること。

三 人と自然との豊かな触れ合いの確保、みどりの保全、良好な景観の創造及び保全並びに歴史的文化遺産の保全を図ること。

四 地球環境保全及び地域環境への負荷の低減を図ること。

五 環境の保全及び創造に関する住民参加の枠組みを創出し、住民参加を推進すること。

(環境基本計画の策定と公表)

第7条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長久手町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、第13条に規定する長久手町環境審議会の意見を聞かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 環境基本計画を変更する場合は、前2項の規定を準用する。

(施策の策定等及び環境基本計画との整合)

第8条 町は、施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造について配慮するとともに環境基本計画との整合を図るものとする。

(推進及び調整体制の整備)

第9条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進及び調整するため、環境調整に係る会議を設ける等必要な体制を整備することができる。

(環境教育及び学習の促進)

第10条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習を促進し、住民及び事業者が、環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、その活動を行う意欲が増進されるようにするため、その推進に努めるものとする。

(自主的活動の支援等)

第11条 町は、住民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全及び創造に係る活動を支援するとともに、その活動を促進するために必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第12条 町は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策について、国及び他の地方公共団体と連携しながら推進するよう努めるものとする。

(環境審議会の設置)

第13条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、長久手町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織等に関する事項は、規則で定める。

(委任)

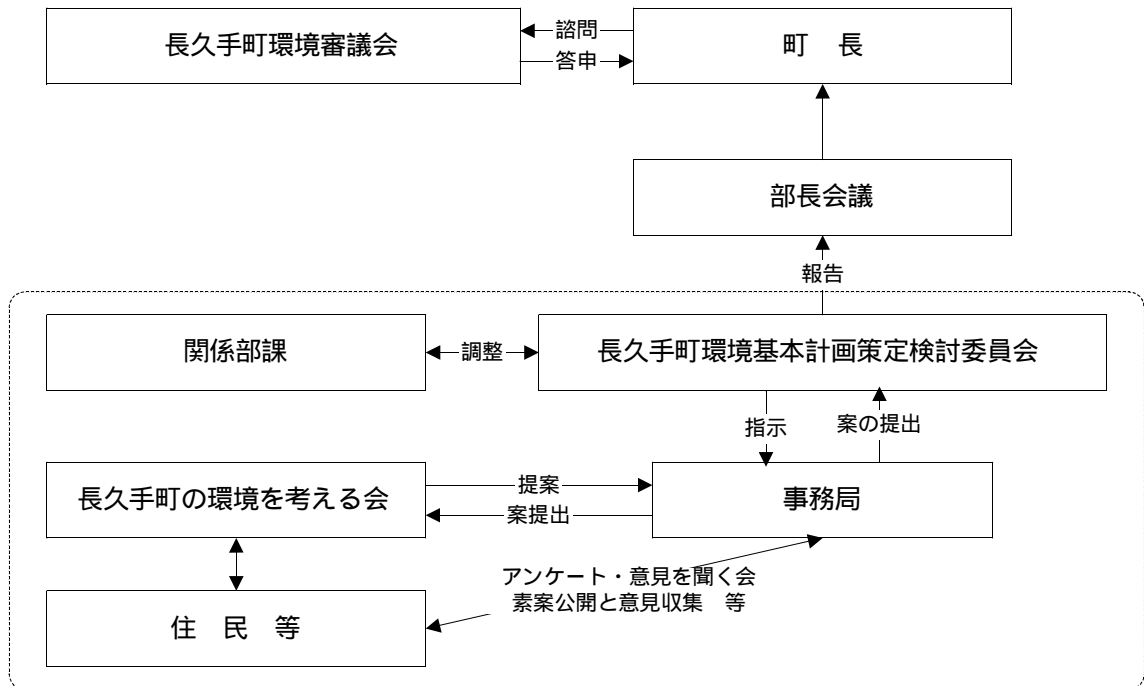
第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 長久手町公害対策審議会条例(昭和48年長久手町条例第12号)は、廃止する。

2. 環境基本計画策定体制



(1) 環境審議会

役割：環境基本計画の策定および環境に関する重要事項について審議する機関です。

審議会委員名簿

(2001(H13)年3月1日現在)

| 区分 | 氏名 | 職業 | 分野別 |
|-----|--------|------------------------------------|-------|
| 委員 | 浅井 達夫 | 町議会議員 | 住民代表 |
| 委員 | 川島 勝 | 元教育委員 | 学識経験者 |
| 委員 | 川本 時男 | 商工会代表 (有)川本緑化 代表取締役 | 各種団体 |
| 委員 | 神田 每実 | 公募住民 | 住民代表 |
| 委員 | 久保田 健一 | ユニー(株)開発本部 企画部 マネージャー | 事業者 |
| 委員 | 児玉 美喜雄 | 元衛生委員 | 住民代表 |
| 委員 | 佐竹 信介 | 日東工業(株) 総務部参事、部長 | 事業者 |
| 委員 | 柴田 泰雄 | 環境保全推進委員 | 行政代表 |
| 委員 | 住奥 雅美 | こどもエコクラブ代表 | 住民代表 |
| 委員 | 内藤 真由美 | 公募住民 | 住民代表 |
| 委員 | 萩原 喜之 | 中部リサイクル運動市民の会代表 | 学識経験者 |
| 会長 | 半田 暢彦 | 愛知県立大学情報学部長 地域情報学科教授 | 学識経験者 |
| 委員 | 藤井 敏夫 | 愛知県環境部環境対策課課長補佐 | 行政代表 |
| 副会長 | 山田 琢之 | 愛知医科大学 非常勤講師 なごや労働衛生コンサルタント事務所長 | 学識経験者 |
| 委員 | 山本 富夫 | J A 愛知尾東長久手事業本部長久手支店次長 | 各種団体 |

(敬称略：50音順)

(2) 環境基本計画策定検討委員会

役割：環境基本計画案の検討、環境基本計画策定上必要となるその他の重要事項（各課の施策との整合、環境基本計画に基づく施策の分担等）の検討等を行います。

環境基本計画策定検討委員会名簿

| 区分 | 職名 | 区分 | 職名 |
|----|----------------------|----|----------------------|
| 議長 | 民生部環境課課長 | 委員 | 建設部土木課課長補佐 |
| 委員 | 町長公室企画課係長 | 委員 | 建設部都市計画課係長 |
| 委員 | 町長公室21世紀課係長 | | (1999(H11)年度委員は課長補佐) |
| 委員 | 総務部総務課係長 | 委員 | 建設部区画整理課係長 |
| | (1999(H11)年度委員は課長補佐) | 委員 | 建設部下水道課課長補佐 |
| 委員 | 民生部福祉課課長補佐 | 委員 | 消防本部課長補佐 |
| 委員 | 民生部健康課係長 | 委員 | 教育委員会事務局 |
| 委員 | 民生部環境課係長 | | 学校教育課課長補佐 |
| | (1999(H11)年度委員は課長補佐) | 委員 | 教育委員会事務局 |
| 委員 | 建設部経済課課長補佐 | | 社会教育課係長 |
| | | | (1999(H11)年度委員は課長補佐) |

(3) 長久手の環境を考える会

役割：環境基本計画策定の各段階で、計画（案）を検討し、住民の立場から意見や修正案を提出します（1999(H11)年8月発足）。

長久手の環境を考える会名簿

(敬称略：50音順)

| 氏名 | 所属等 | 備考 |
|--------|-------------|---------------------|
| 今村 美砂子 | 主婦 | 1999(H11)年10月から参加 |
| 小谷 正樹 | 中京大学内放送大学学生 | 1999(H11)年10月から参加 |
| 風岡 真樹子 | 愛知県立大学学生 | |
| 加藤 正時 | 教員OB | |
| 鈴木 香代子 | 消費生活アドバイザー | |
| 鈴木 きよ子 | 生活排水クリーン推進員 | |
| 丁 連 順 | 愛知県立芸術大学学生 | |
| 中沢 ひとみ | 愛知学院大学学生 | |
| 野田 佳子 | 主婦 | |
| 服部 國子 | 生活排水クリーン推進員 | |
| 林 貞子 | 主婦 | 1999(H11)年9月から参加 |
| 水野 道子 | 主婦 | 1999(H11)年10月から参加 |
| 森島 充好 | 会社員 | 2000(H12)年4月転居により退会 |

3. 策定経過

| 【年 月】 | 【策定の経過】 | |
|----------------|---------------------------------|--|
| 1999 (H11)年 | 6月 4日 | 第1回環境基本計画策定検討委員会開催 議題：環境基本計画策定検討委員会の位置づけ 環境基本計画について (計画策定の基本方針の検討等) |
| | 6月 6日 | リサイクルマーケットにおける長久手の環境を考える会会員募集 |
| | 6月22日 | 第2回環境基本計画策定検討委員会開催 議題：環境基礎調査について アンケート調査質問内容について |
| | 6月29日 | 第1回環境基本計画審議会開催 議題：環境基本計画審議会の位置づけ 環境基本計画について (計画策定の基本方針等) |
| | 7月 | アンケート調査の実施(～平成11年8月) ヒアリング調査の実施(～平成11年8月) |
| | 8月27日 | 第1回長久手の環境を考える会開催 議題：環境基本計画策定の目的と手順 長久手の環境を考える会設立の趣旨および予定 長久手町の環境の現況および環境に対する会員の 意見 |
| | 9月22日 | 第2回長久手の環境を考える会開催 議題：まちで守りたいもの 環境基礎調査の中間報告 |
| | 10月 1日 | 第3回環境基本計画策定検討委員会開催 議題：環境基礎調査の中間報告 環境基本計画審議会および長久手の環境を考え る会の状況報告 関連事項：環境基本条例について検討 |
| | 10月16日 | 第3回長久手の環境を考える会開催(文化の家光のホールにて開催、環境学習会を兼ねる) 講演内容：「ごみから市民社会へ」(萩原喜之) 「長久手の生き物について」(安藤尚) |
| | 10月21日 | 第2回環境基本計画審議会開催 議題：環境基礎調査の中間報告 関連事項：環境基本条例について諮問 |
| | 11月 4日 ～ 5日 | 地域の意見を聞く会開催 対象：地区の衛生委員および環境基本計画に関心のある自治会長 内容：環境基本計画策定についての説明 地区で問題になった環境問題、現在取り組んでいる、または今後取り組みたい環境 活動、望ましいまちの姿および望ましいまちの姿実現のための方法についての懇談 |
| | 11月 8日 | 第3回環境基本計画審議会開催 議題：地域の意見を聞く会の報告 関連事項：環境基本条例の審議 |
| | 11月20日 | 第4回長久手の環境を考える会開催 議題：会員各自の学習テーマ研究結果の発表 |
| | 11月22日 | 第4回環境基本計画策定検討委員会開催 議題：環境基礎調査の中間報告 関連事項：環境基本条例について |
| 12月21日 | 第5回長久手の環境を考える会開催 議題：まちの抱える課題 | |
| 2000 (H12)年 | 1月 | ヒアリング補足調査の実施(平成12年2月) |
| | 1月20日 | 第5回環境基本計画策定検討委員会開催 議題：課題の抽出と整理 |
| | 1月27日 | 第6回長久手の環境を考える会開催 内容：講師を招いての学習会「地球温暖化問題とその対策」(半田暢彦) |
| | 2月15日 | 第7回長久手の環境を考える会開催 議題：望ましいまちの姿 |
| | 2月22日 | 第6回環境基本計画策定検討委員会開催 議題：課題の抽出 |
| | 2月29日 | 第4回環境基本計画審議会開催 議題：課題の整理 望ましいまちの姿 |

| 【年 月】 | 【策定の経過】 |
|----------------|--|
| 2000 (H12)年 | 3月21日 第8回長久手の環境を考える会開催 内容：講師を招いての学習会「私たちにできること」（浜島昭二） |
| | 4月19日 第9回長久手の環境を考える会開催 議題：環境指標の検討 |
| | 5月 8日 第7回環境基本計画策定検討委員会開催 議題：目指すべき環境イメージ 望ましいまちの姿 |
| | 5月17日 第10回長久手の環境を考える会開催 議題：望ましいまちの姿実現のための提案 |
| | 5月19日 第1回環境審議会開催 議題：平成11年度の経過報告 平成12年度審議内容および予定 「基本計画について」諮問 |
| | 6月 7日 第8回環境基本計画策定検討委員会開催 議題：個々の施策（行政の取り組み）の検討 施策の体系化の検討 |
| | 6月21日 第11回長久手の環境を考える会開催 議題：環境配慮指針の検討 環境にやさしい行動の検討 |
| | 6月29日 第9回環境基本計画策定検討委員会開催 議題：計画の推進体制および進行管理の検討 |
| | 7月13日 第10回環境基本計画策定検討委員会開催 議題：環境配慮指針の検討 環境にやさしい行動の検討 |
| | 7月26日 第12回長久手の環境を考える会開催 議題：環境基本計画（素案）の検討 |
| | 8月 4日 第3回環境審議会開催（第2回審議会は「東部 丘陵線環境影響評価方法書」に対する審議） 議題：個々の施策と体系化の審議 環境配慮指針の審議 環境にやさしい行動の審議 進行管理に関する具体的目標の審議 |
| | 8月 9日 第11回環境基本計画策定検討委員会開催 議題：環境基本計画（素案）の検討 |
| | 8月22日 第12回環境基本計画策定検討委員会開催 議題：環境基本計画（素案）の検討 環境審議会の審議状況 |
| | 8月23日 第13回長久手の環境を考える会開催 議題：環境基本計画（素案）の検討 |
| | 9月 7日 第4回環境審議会開催 議題：環境基本計画（素案）の検討 |
| | 9月27日 第14回長久手の環境を考える会開催 内容：講師を招いての学習会「健康で安全な生活」（山田琢之） |
| | 11月15日 第13回環境基本計画策定検討委員会開催 議題：環境基本計画の検討 （住民への公開、意見収集を受けて） |
| | 12月 4日 第5回環境審議会開催 議題：環境基本計画の審議 （住民への公開、意見収集を受けて） |
| 2001 (H13)年 | 1月12日 「環境基本計画について」審議会答申 |
| | 2月 環境基本計画策定作業 |
| | 2月25日 環境学習会開催 |
| | 3月末 環境基本計画完成 |

4 . 環境審議会答申

13長環審第 1 号
平成13年1月12日

長久手町長 加藤 梅雄 殿

長久手町環境審議会
会長 半田 暢彦

長久手町環境基本計画について（答申）

平成12年6月6日付12長環第161号で諮問のありました長久手町環境基本計画について、長久手町環境基本条例第7条第2項に則り、町の環境に対する考え方や取り組みの基本的方向を示すものとして審議してきました。

「長久手の環境を考える会」による提案および「環境基本計画策定検討委員会」による検討結果を審議し、合わせて「素案」の公開による住民の意見収集も行いました。

本計画（案）は、目標値の設定による進行管理や、住民を交えた推進体制の整備の計画、年次報告書の公表等を盛り込んだことは、評価すべきものであり、環境行政を総合的かつ計画的に推進する基本的計画として妥当であるとの結論に達しました。

よって、本諮問に対しては、別添の長久手町環境基本計画（案）をもって答申します。

町においては、各部局が一体となり施策の具体化を図ること、住民、事業者の理解と協同を促すことなどにより、本計画を総合的かつ効果的に実施されることが重要です。

なお、本計画の住民への普及啓発について以下のことに配慮し、本計画の実効性を高めることを求めます。

記

- 1 . 町は、本計画の普及、啓発のために住民、事業者に配布するリーフレット等を作成する場合、イラストを入れるなど平易な記述に工夫をする。
- 2 . リーフレット等には、「施策の具体的な実施は今後の進行管理の内で各課が行う」旨を記述するとともに、基本的施策については、可能な範囲で担当課を記述する。
- 3 . 本計画に興味のある住民に配布する概要版には、進行管理にかかわる具体的な目標値を記述する。

5. 住民への情報公開、意見収集の経過

| 【年 月】 | 【実施内容】 |
|----------------|---|
| 1999 (H11)年 | 5月1日 広報掲載 内容：環境基本計画策定についてのお知らせ 環境基本計画審議会委員の公募 |
| | 6月6日 リサイクルマーケットにおける情報公開と意見収集 内容：長久手の自然環境等の展示 長久手の環境を考える会会員の公募 |
| | 7月～8月 アンケート調査実施 対象：20歳以上の住民、事業所、小中学校教師、小学5年生、 中学2年生、小学5年生および中学2年生の保護者、 町内4大学および愛知学院大学大学生 |
| | ヒアリング調査実施 対象：有識者、事業者、環境保全団体等 |
| | 7月15日 広報掲載 内容：環境基本計画策定開始のお知らせ 環境基本計画審議会委員の紹介 |
| | 9月1日 広報掲載 内容：住民参加による環境調査(自然観察会)参加者募集 |
| | 10月1日 広報掲載 内容：長久手の環境を考える会会員の追加募集 環境学習会参加者募集 |
| | 10月16日 環境学習会の開催 文化の家光のホールにて開催、第3回長久手の環境を考える会 を兼ねる |
| | 11月1日 インターネットホームページ掲載 内容：環境基本計画策定について アンケート調査結果報告 |
| | 11月4日～5日 地域の意見を聞く会開催 対象：地区の衛生委員、環境基本計画に関心のある自治会長 内容：環境基本計画策定についての説明 環境に関するアンケートおよび懇談 |
| | 11月14日 町民祭りにおける環境基本計画等のPR(図表、写真を中心とした展示) 内容：環境基本計画策定の紹介 長久手の自然紹介 地球温暖化について |
| | 11月15日 広報掲載(シリーズ第1回) 内容：環境基本計画について アンケート調査結果 |
| | 12月15日 広報掲載(シリーズ第2回) 内容：自然環境等実態調査結果(夏季動植物調査結果) |
| 2000 (H12)年 | 1月10日 インターネットホームページ変更 内容：環境基本計画策定について 自然環境等実態調査結果(夏季及び秋季調査結果) |
| | 2月1日 インターネットホームページ変更 内容：環境基本計画策定について 生活環境実態調査結果(中間報告) |
| | 3月1日 インターネットホームページ変更 内容：環境基本計画策定について 長久手町における環境上の課題 平成12年度の予定 |
| | 3月15日 広報掲載(シリーズ第3回・第4回合併) 内容：生活環境実態調査結果 自然環境等実態調査結果(秋季調査結果) |
| | 5月1日 インターネットホームページ変更 内容：平成11年度の経過と平成12年度の予定 長久手町環境基本条例について |
| | 6月1日 インターネットホームページ変更 内容：自然環境等実態調査結果(春季調査結果) 環境基本計画策定状況 |
| | 6月15日 広報掲載 内容：自然環境等実態調査結果(春季調査結果) |
| | 10月15日～30日 環境基本計画(素案)の公開と意見の収集 |
| 2001 (H13)年 | 2月25日 環境学習会の開催 内容：環境学習の一環として生活排水をとおして環境保全の重要性を示す |
| | 4月1日 環境基本計画リーフレットの配布 内容：環境基本計画の概要 |

6 . 住民参加による環境調査実施概要

(1) 酸性雨調査

調査目的：地球環境問題を身近な問題としてとらえるとともに、自分で環境の現状を調査することにより、調査の楽しさやおもしろさを知ってもらうことを期待して行いました。

調査期間：1999(H11)年7月～2000(H12)年3月（4季各1回）

対 象：町内のすべての小学校

調査方法：バックテストにより降雨中のpHを測定。

(2) 水生生物調査

調査目的：北小学校の行事の一環として共同で行い、体験により身近な自然環境の現状を知り、本町の環境特性についての住民の関心、理解を深めることを目的としました。また、川辺に生息する生物の調査を通して、身近な水辺へのふれあいを深め、河川の水質浄化に対する意識の高揚を図ることも期待できます。

調査期間：1999(H11)年7月17日

対 象 者：北小学校の児童および父兄

調査場所：香流川（香流川・神明川合流点上部）

調査対象：底生生物

調査方法：捕獲または目視により種名を確認。

(3) 自然観察会

調査目的：観察会への参加を通じて、住民が本町の環境を自らの目で見て理解し、環境基本計画への関心を高めることを目的としました。

調査期間：1999(H11)年9月19日

対 象 者：町内在住者

調査場所：杵ヶ池公園および周辺

調査対象：鳥類およびトンボを中心とした昆虫類

調査方法：池の外周に観察ポイントを数カ所設定し、観察および指導員による説明を実施。

7. 主な住民意見の収集実施概要

(1) ヒアリング調査

実施目的：事業所内の環境保全活動への関心と取り組み状況、環境保全を行うにあたっての課題と行政への要望を把握することを目的として、事業所を対象に実施しました。また、町内の環境の現況と意見、環境保全活動の状況、文化財について、環境教育の現状、環境に関する行政への要望等を把握することを目的として、有識者等を対象に実施しました。

調査種類：事業所ヒアリング調査 有識者等ヒアリング調査

実施期間：1999(H11)年7月1日～8月25日

実施方法：直接面接による聞き取り調査。

(2) アンケート調査

実施目的：長久手町環境基本計画策定にあたり、住民からみた環境の現況、環境に対する意識、今後の環境保全のための施策に対する意向等を把握することを目的としました。また、事業者の環境対策への取り組み状況や取り組みに対する意向の把握、学校における環境教育の現状と課題の把握、子どもが感じている環境の現況と将来に望むものや環境に対する意識の把握を目的としたアンケートも実施しました。

調査種類：住民アンケート調査 大学生アンケート調査
事業所アンケート調査 児童・生徒アンケート調査
小中学校教師アンケート調査

実施期間：1999(H11)年7月7日～8月11日

実施方法：郵送によるアンケート用紙の配布・回収、または学校を通じたアンケート用紙の配布・回収（詳細は資料編P.13参照）。

(3) 地域の意見を聞く会

実施目的：長久手町環境基本計画策定にあたり、住民に「環境基本計画」および本町の環境の現況について周知を図るとともに、住民意見を収集することを目的としました。

実施期間：1999(H11)年11月4日～11月5日

実施方法：地区の衛生委員を対象とし、資料（環境基本計画についての説明、環境の現況、住民アンケート調査結果の概要）およびアンケートの事前配布、会当日の資料についての説明、アンケートの回収、環境に関する意見交換。

(4) 素案の公開と意見収集

実施目的：長久手町環境基本計画を2000(H12)年度に策定するにあたり、環境基本計画（素案）を事前に公開し、住民の意見を求めることを目的としました。

実施期間：2000(H12)年10月15日～10月30日

実施方法：広報による環境基本計画（素案）公開のお知らせ、役場環境課窓口における環境基本計画（素案）の配布と意見の募集（FAXまたは郵送）、インターネットのホームページでの環境基本計画（素案）の公開と意見の募集。

8 . 1999(H11)年環境に関するアンケート調査結果（抜粋）

(1)調査の概要

住民アンケート

| | |
|-------|----------------------------------|
| 調査対象： | 町内在住の20歳以上の住民（以後「一般住民」という） |
| | 町内の小学5年生または中学2年生の保護者（以後「保護者」という） |
| 調査時期： | 一般住民 1999(H11)年7月19日～8月11日 |
| | 保護者 1999(H11)年7月7日～7月19日 |
| 抽出方法： | 一般住民 住民基本台帳より大字別に無作為抽出 |
| | 保護者 全員（児童・生徒一人につき一人） |
| 調査方法： | 一般住民 郵送によるアンケート用紙の配布・回収 |
| | 保護者 各学校を通じてアンケート用紙の配布・回収 |
| 回収率： | 一般住民 47%（配布 1000票、回収 469票） |
| | 保護者 85%（配布 842票、回収 715票） |
| | 合計 64%（配布 1842票、回収 1184票） |

大学生アンケート

| | |
|-------|-------------------------|
| 調査対象： | 町内4大学または愛知学院大学学生 |
| 調査時期： | 1999(H11)年7月9日～7月27日 |
| 抽出方法： | 各大学1クラス |
| 調査方法： | 各大学の教授を通じてアンケート用紙の配布・回収 |
| 回収率： | 62%（配布 300票、回収 187票） |

事業所アンケート

| | |
|-------|-----------------------|
| 調査対象： | 町内の事業所 |
| 調査時期： | 1999(H11)年7月19日～8月11日 |
| 抽出方法： | タウンページより業種別に無作為抽出 |
| 調査方法： | 郵送によりアンケート用紙の配布・回収 |
| 回収率： | 43%（配布 200票、回収 86票） |

児童・生徒アンケート

| | |
|-------|----------------------|
| 調査対象： | 町内の小学5年生および中学2年生 |
| 調査時期： | 1999(H11)年7月7日～7月19日 |
| 抽出方法： | 全員 |
| 調査方法： | 各学校を通じてアンケート用紙の配布・回収 |
| 回収率： | 99%（配布 854票、回収 835票） |

小中学校教師アンケート

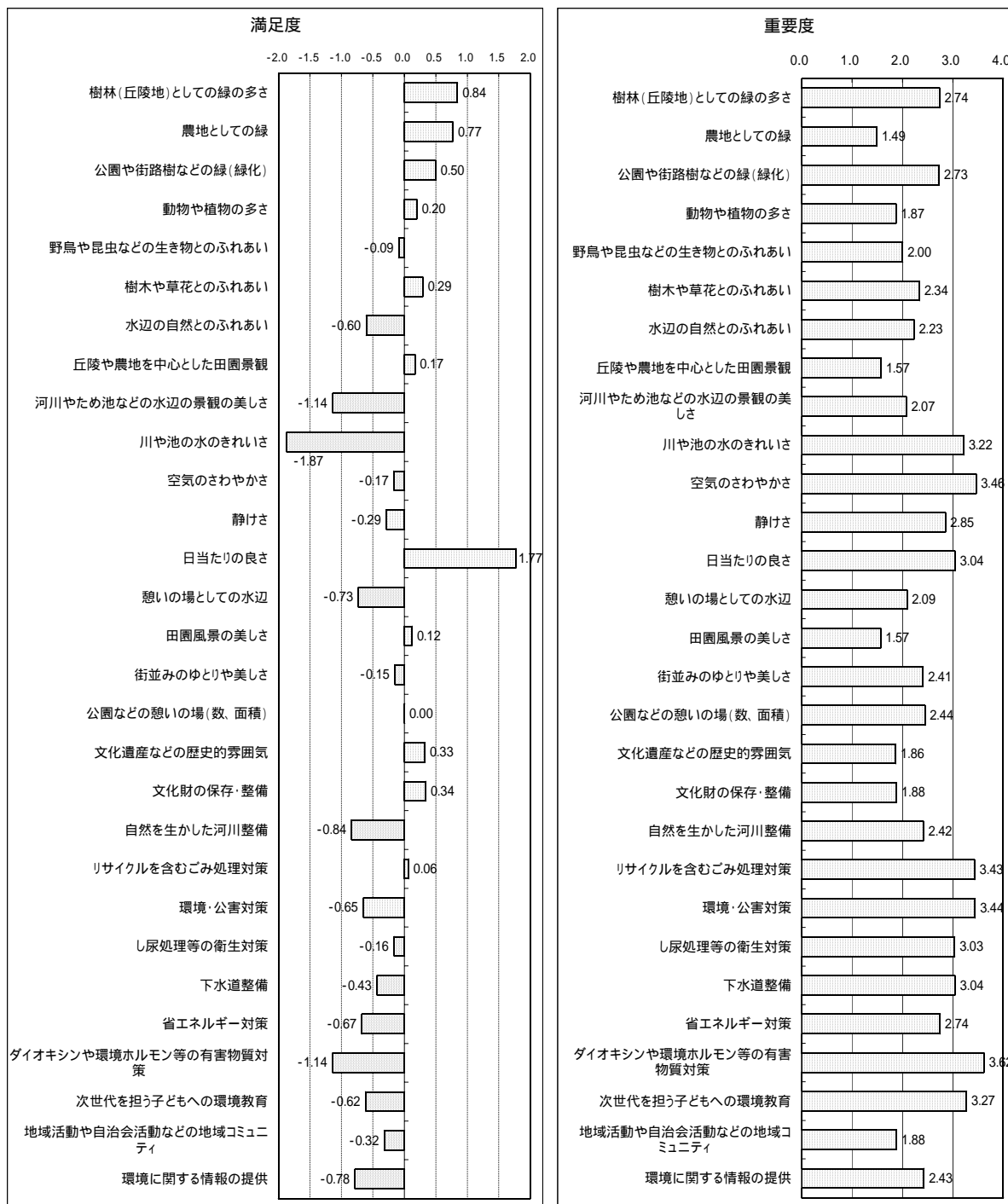
| | |
|-------|----------------------|
| 調査対象： | 町内の小中学校の教師 |
| 調査時期： | 1999(H11)年7月7日～7月19日 |
| 抽出方法： | 全員 |
| 調査方法： | 各学校を通じてアンケート用紙の配布・回収 |
| 回収率： | 78%（配布 179票、回収 139票） |

(2) アンケート調査結果

アンケート調査結果のうち、環境の現況に対する評価、環境に対する意識、環境の保全および創造に関する施策に関連する問いを中心に掲載しています。

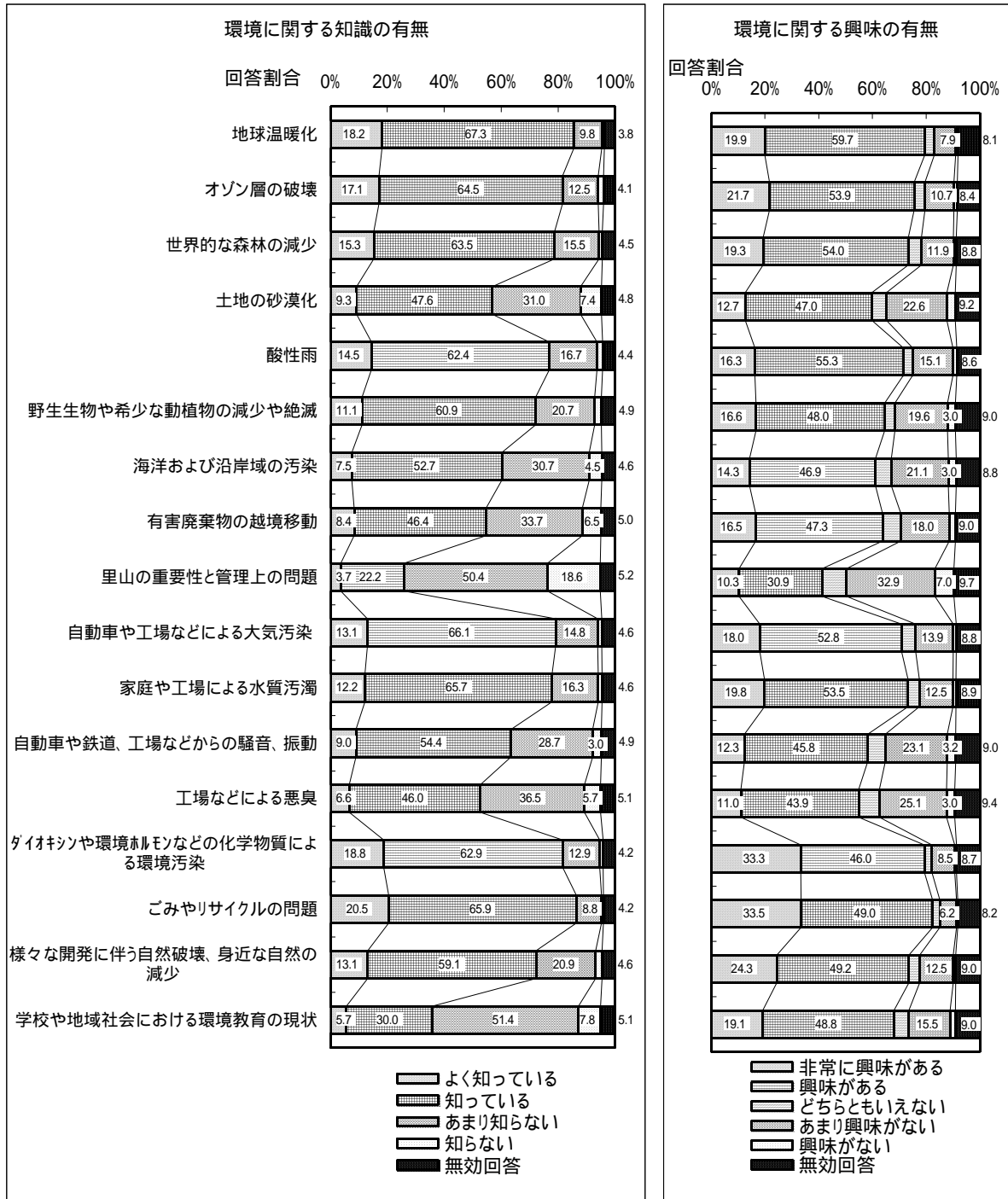
住民アンケートおよび大学生アンケート調査結果

《環境の現況に関する満足度と将来の長久手町にとっての重要度》



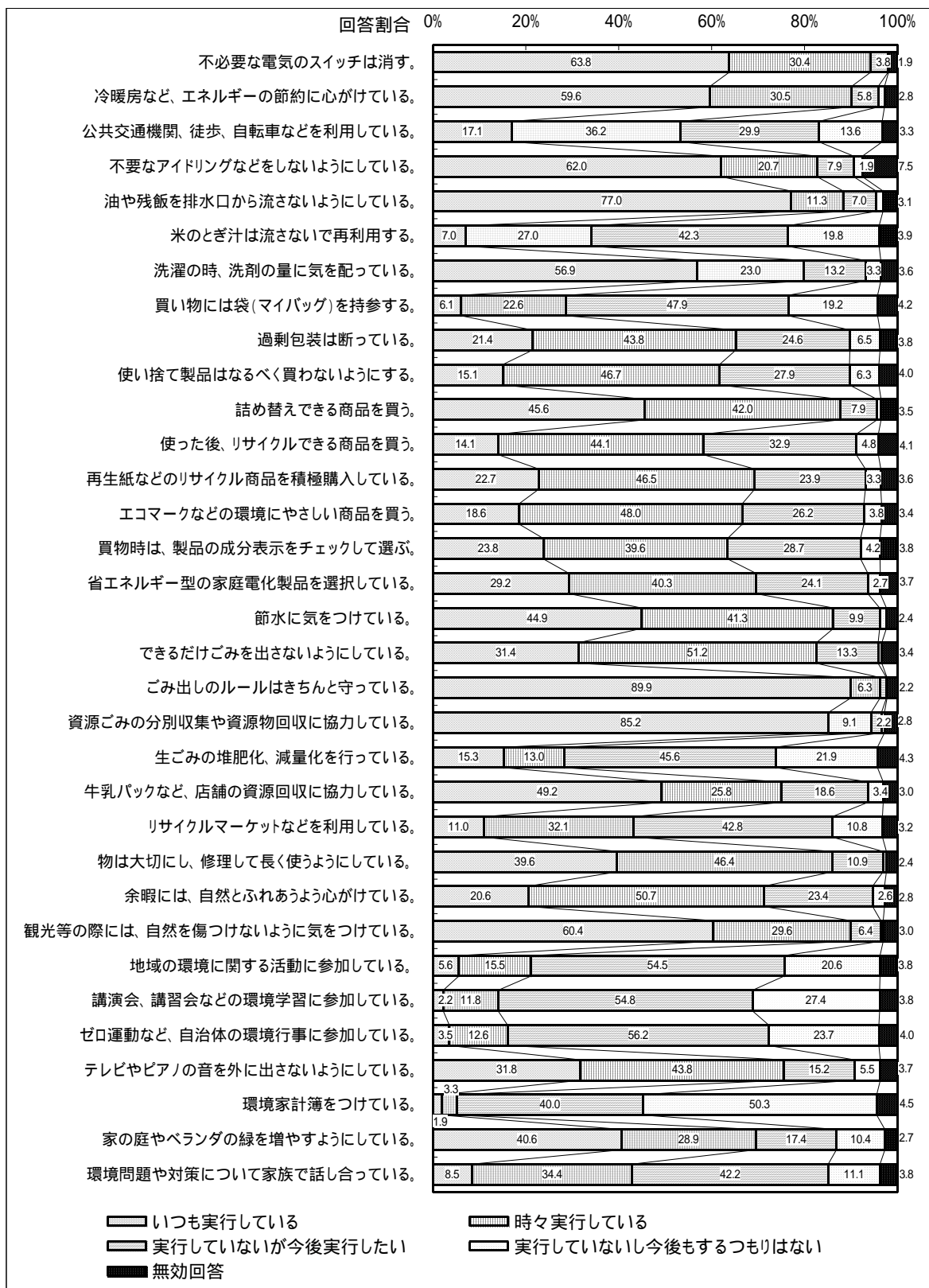
注)「満足度」とは、各項目について満足(5点) まあ満足(2点) どちらともいえない(0点) やや不満(-2点) 不満(-5点)の5段階で評価してもらい、すべての解答の平均値を算出した値とし、+は満足、-は不満を示す。「重要度」は同様に非常に重要(5点) 重要(2点) どちらともいえない(0点) さほど重要ではない(-2点) 重要ではない(-5点)の5段階で評価してもらい算出した。

《環境に関する知識および興味の有無》



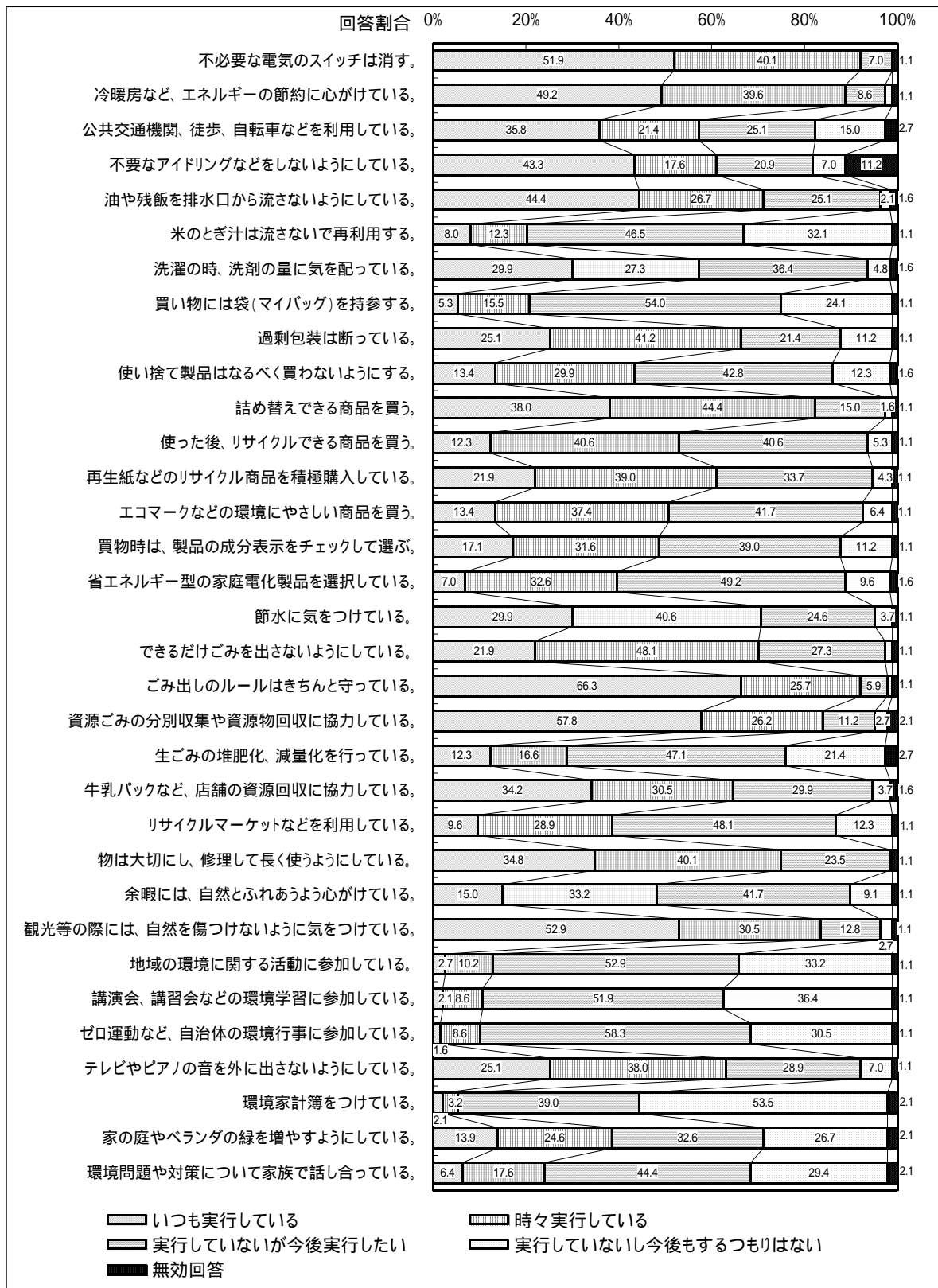
《環境にやさしい行動の実施状況》

一般住民および保護者



《環境にやさしい行動の実施状況》

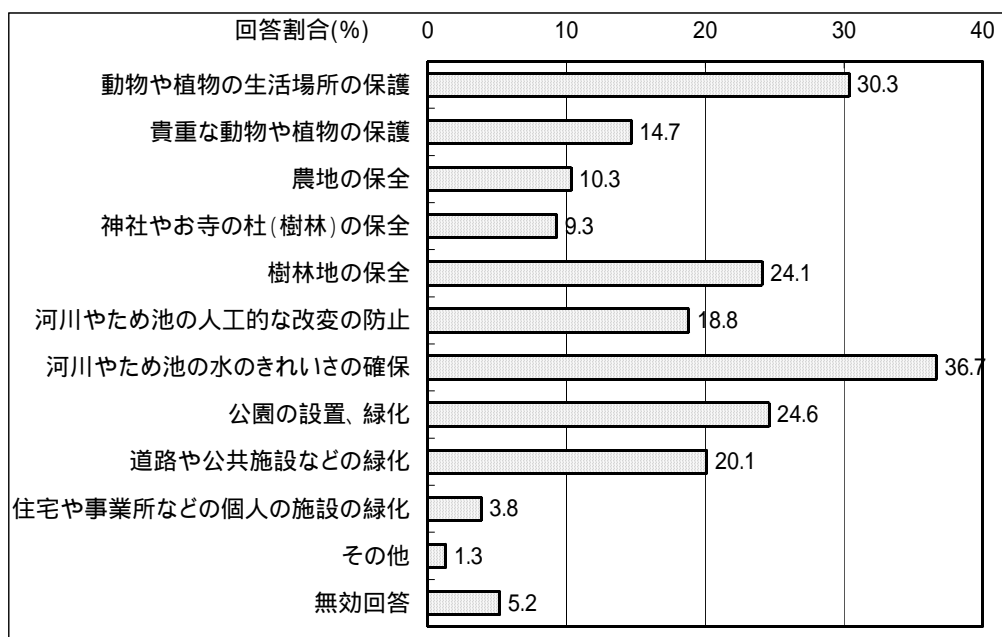
大学生



《環境に関する住民活動への参加》

本編「第2編 計画の目指すもの」(P.39) 参照。

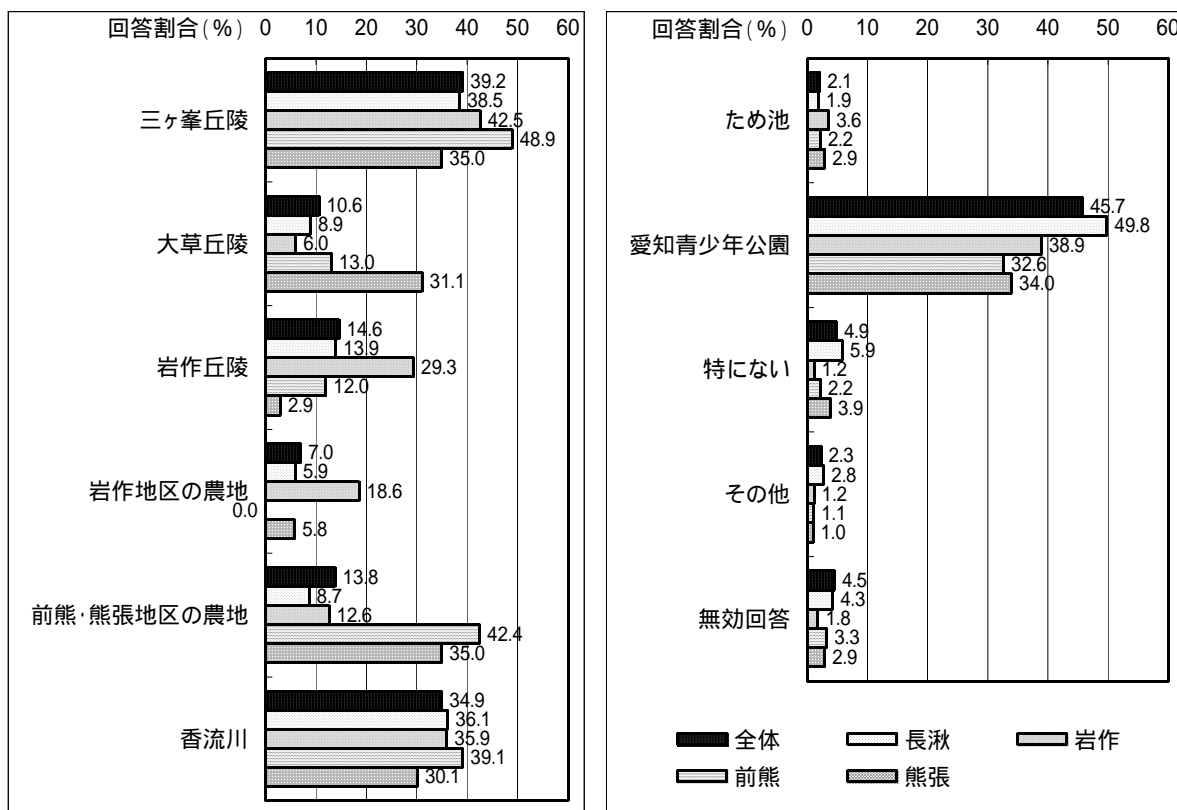
《行政が力を入れるべき自然保護・緑化保全のための施策(複数回答)》



《行政が力を入れるべき環境・公害対策(複数回答)》

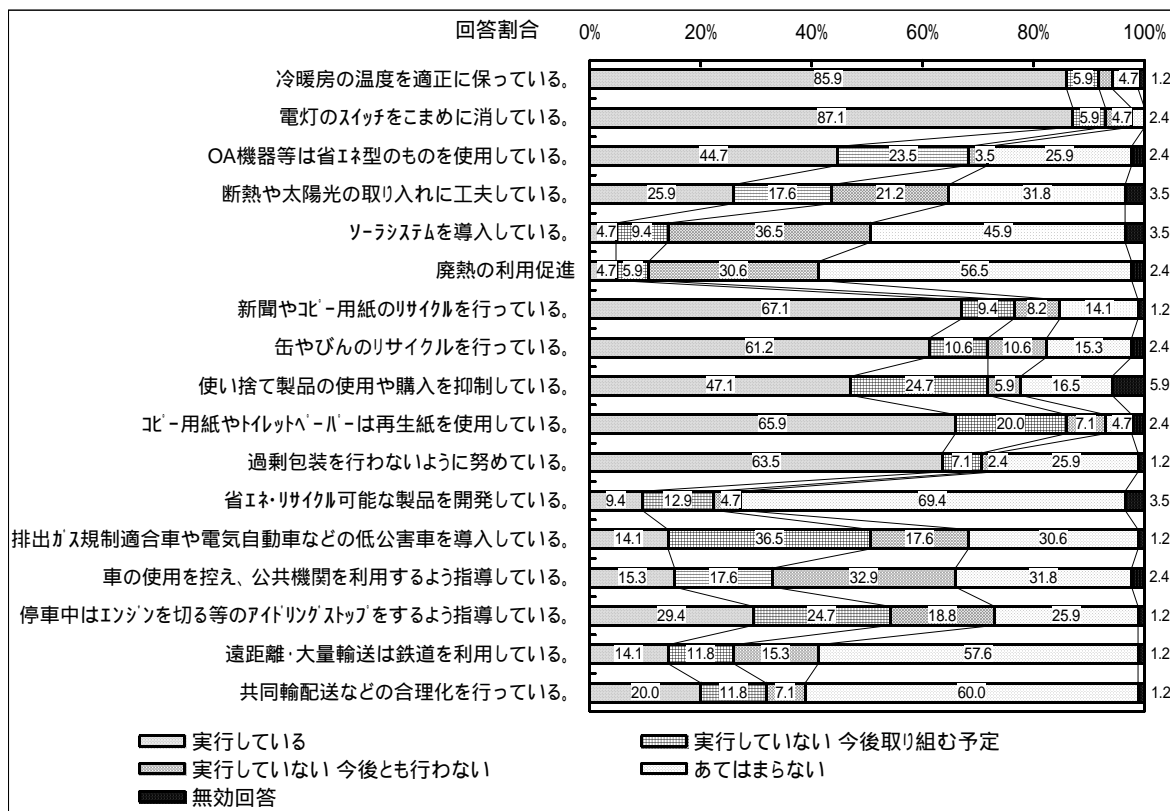
本編「第2編 計画の目指すもの」(P.23) 参照。

《保全すべき区域(複数回答)》

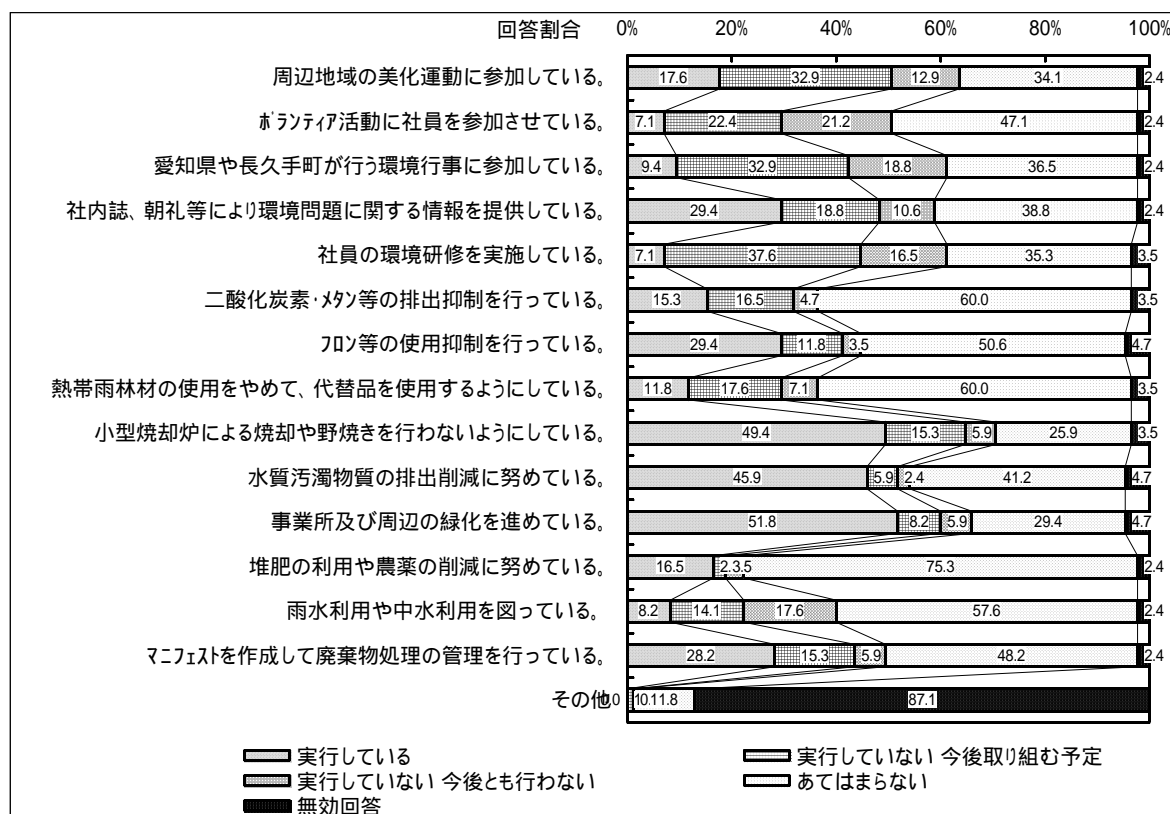


事業所アンケート調査結果

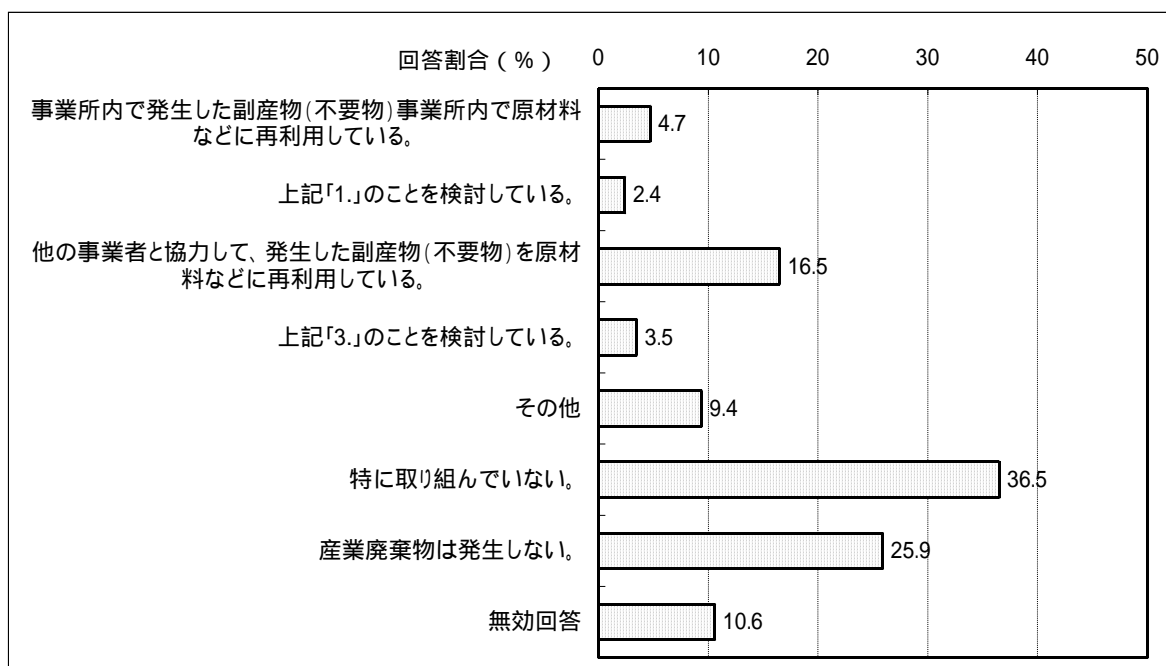
《省エネ・リサイクルに関する行動》



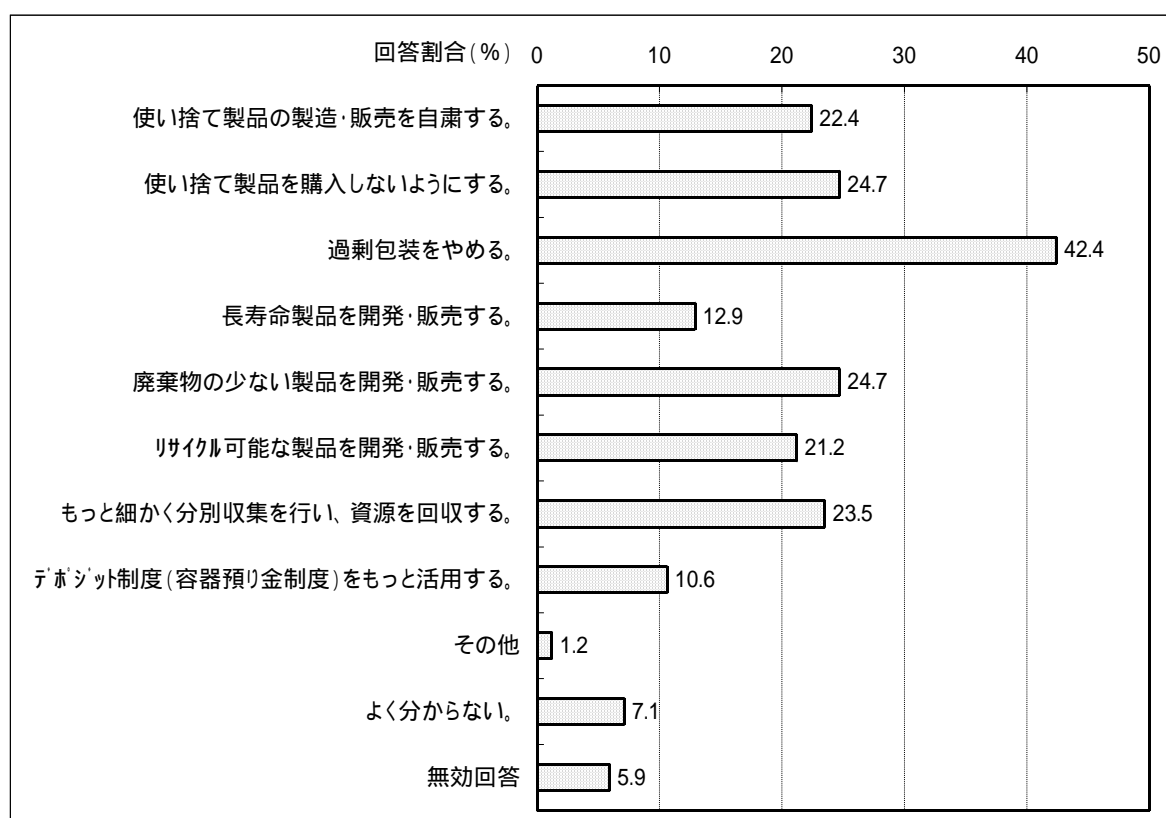
《社員教育・地球環境問題に関する行動》



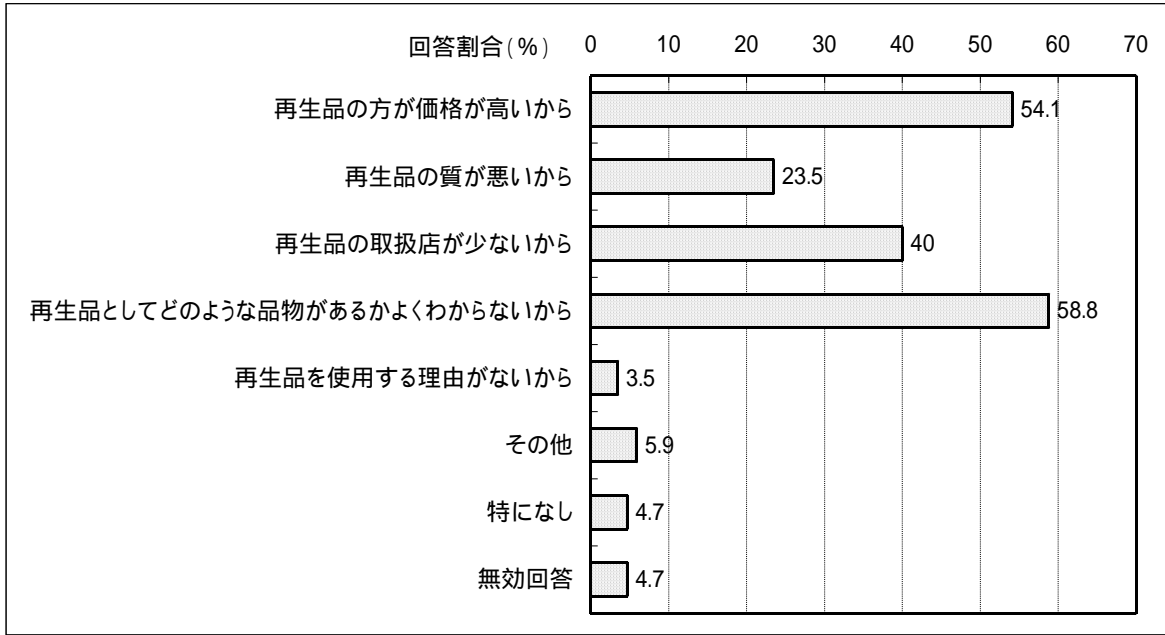
《産業廃棄物のリサイクル（複数回答）》



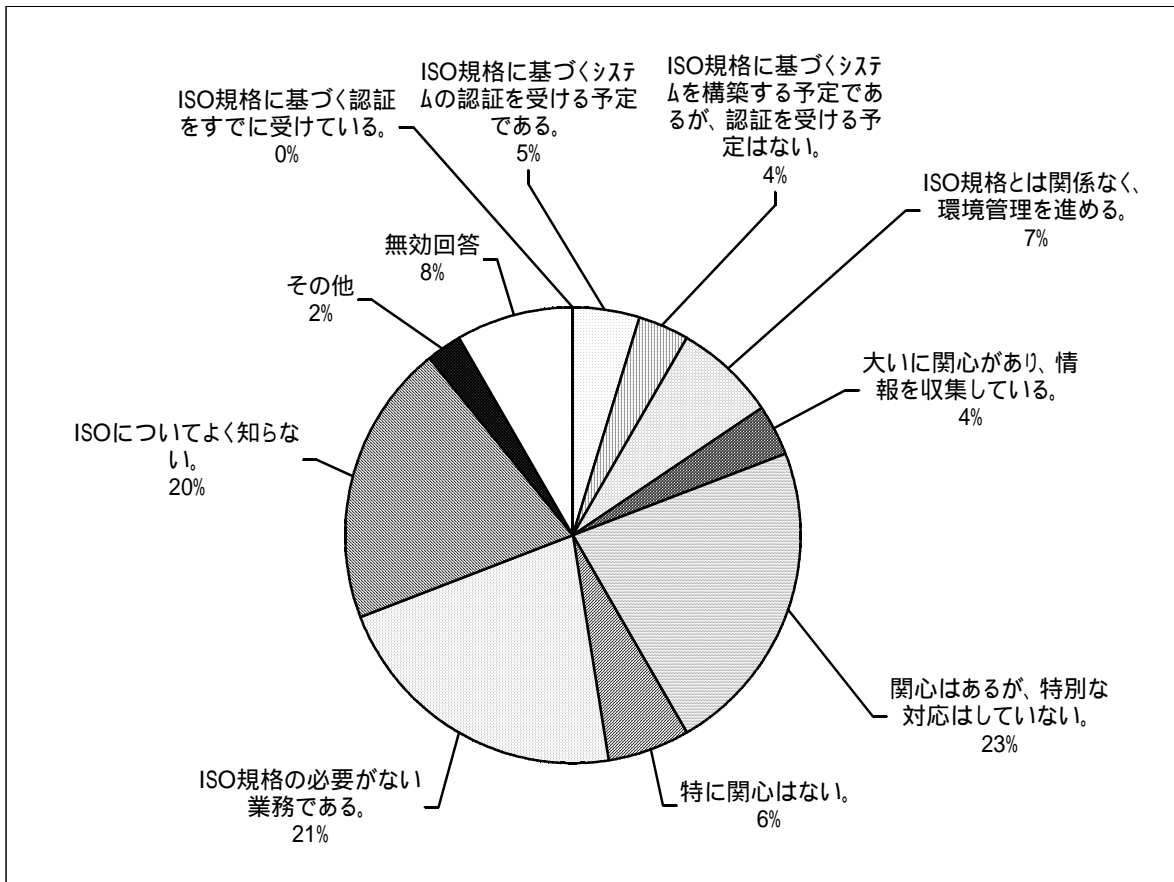
《ごみ減量のために事業者が行うべき有効な方法（複数回答）》



《再生品利用の進まない理由（複数回答）》

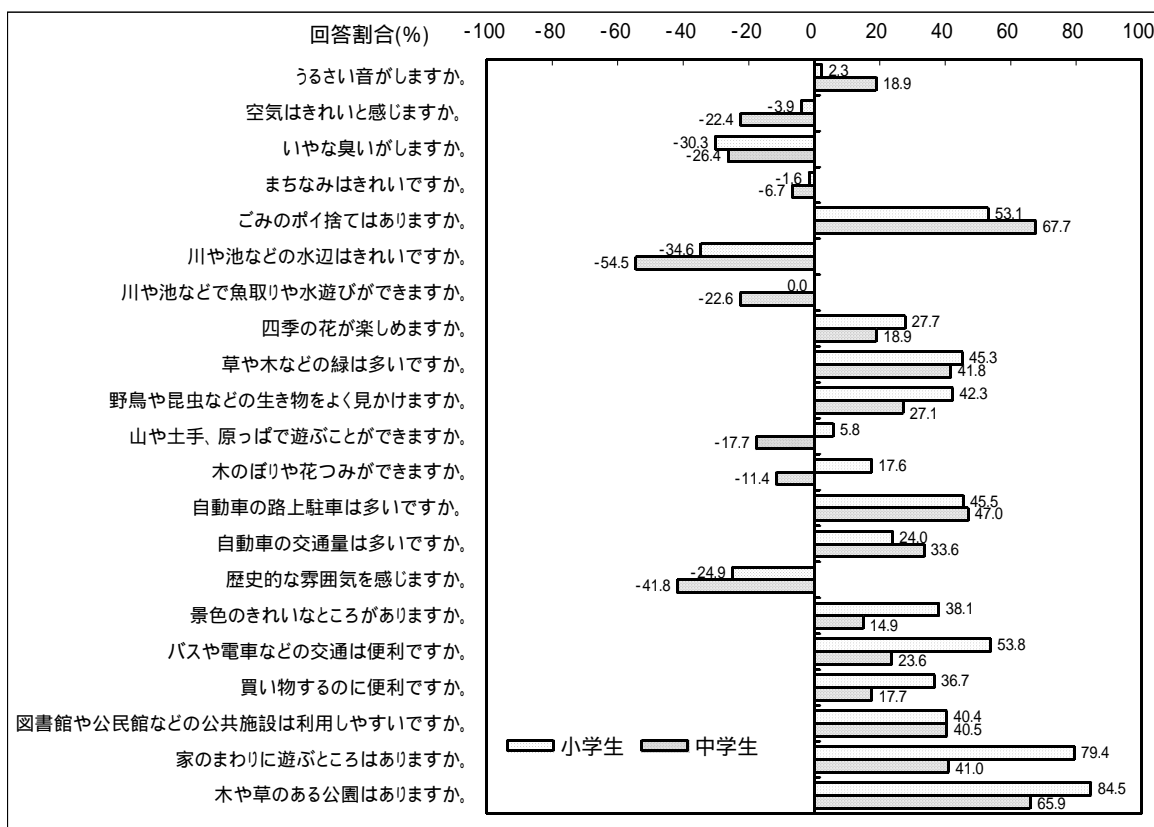


《ISO規格（14000シリーズ）への対応》



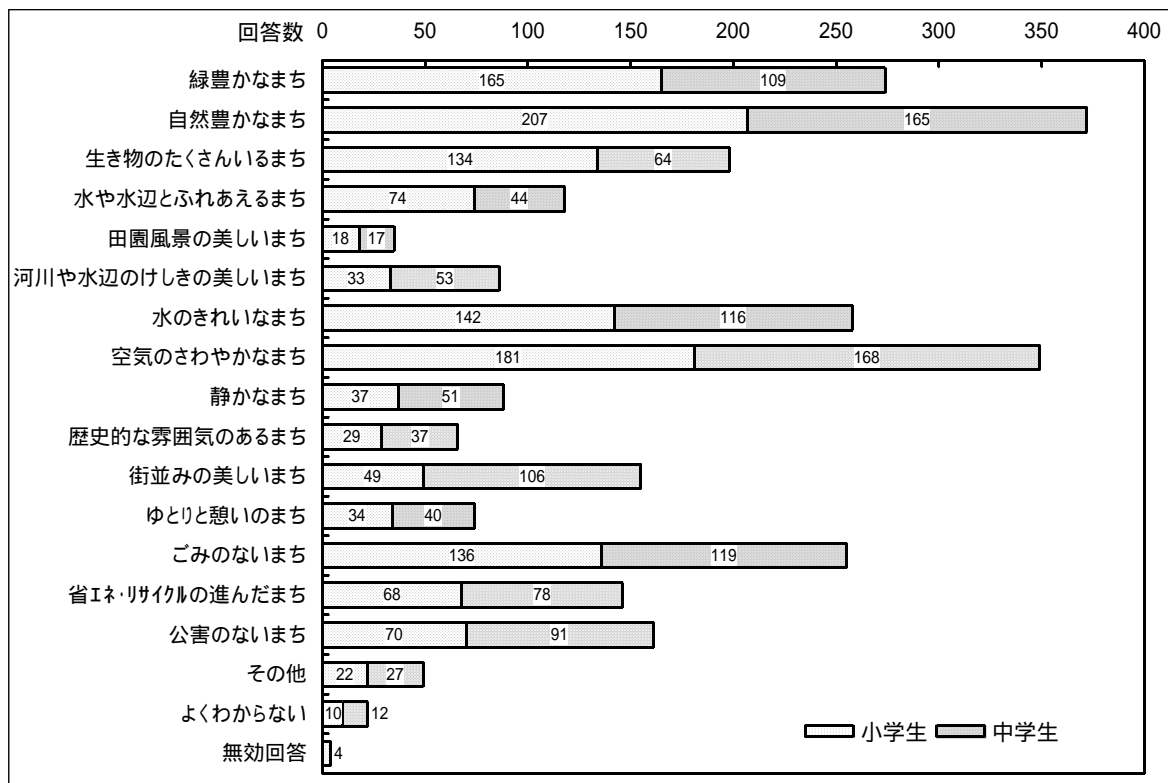
児童・生徒アンケート調査結果

《家の周りの環境の状況》

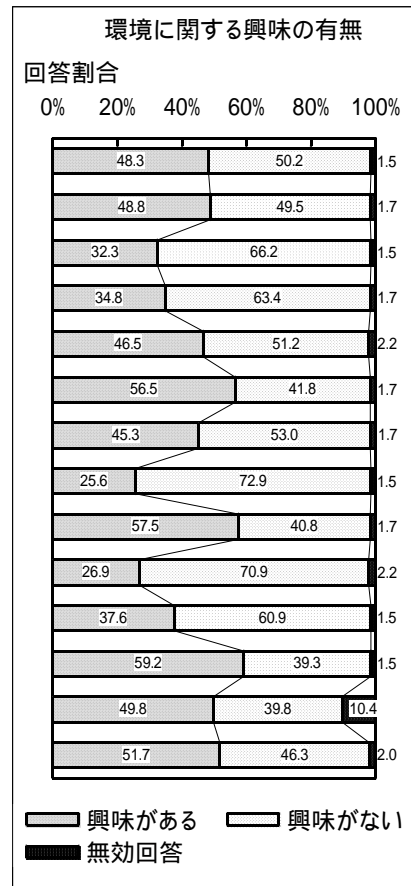
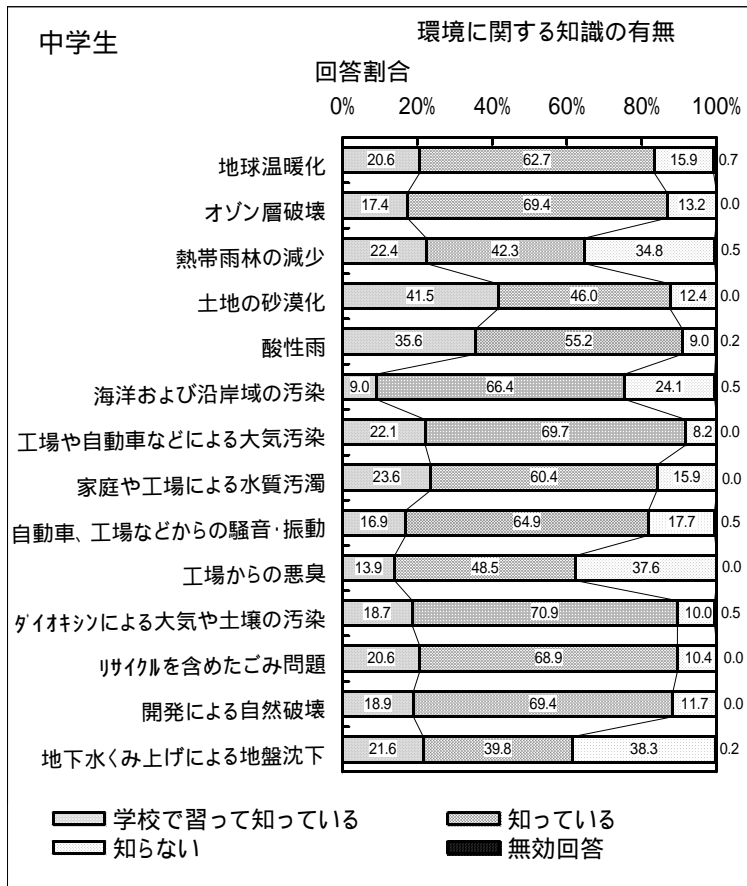
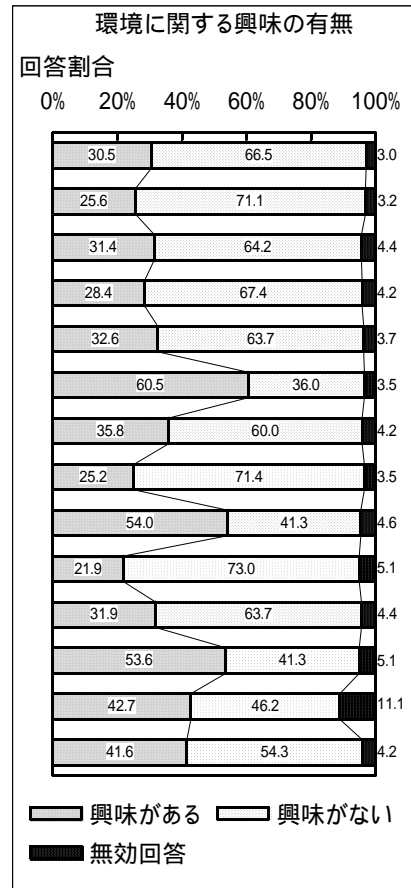
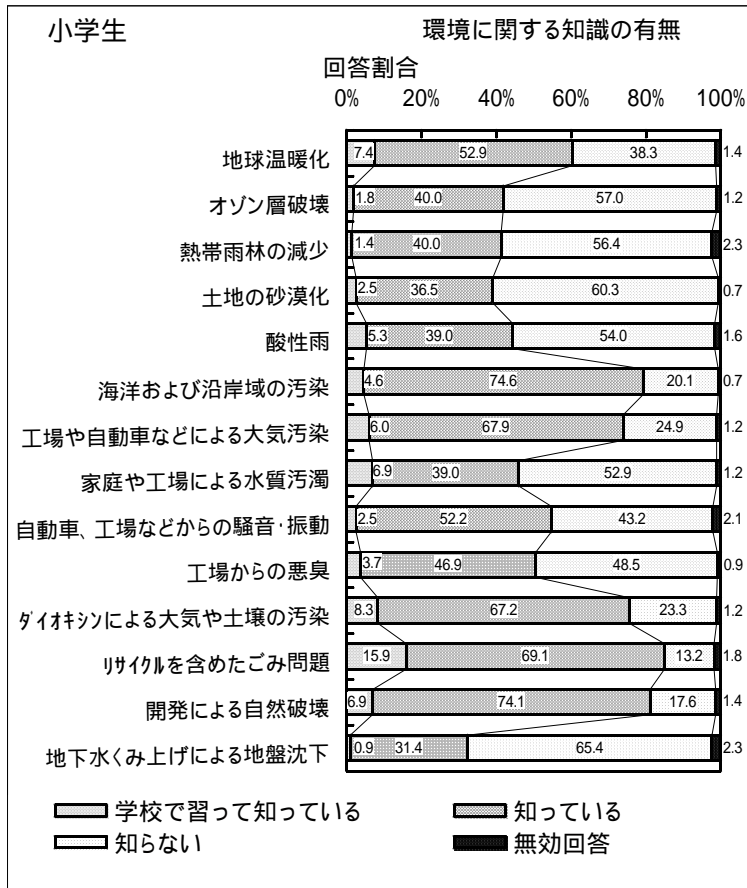


注) 数字は、「はい」と答えた割合と、「いいえ」と答えた割合の差を示します。

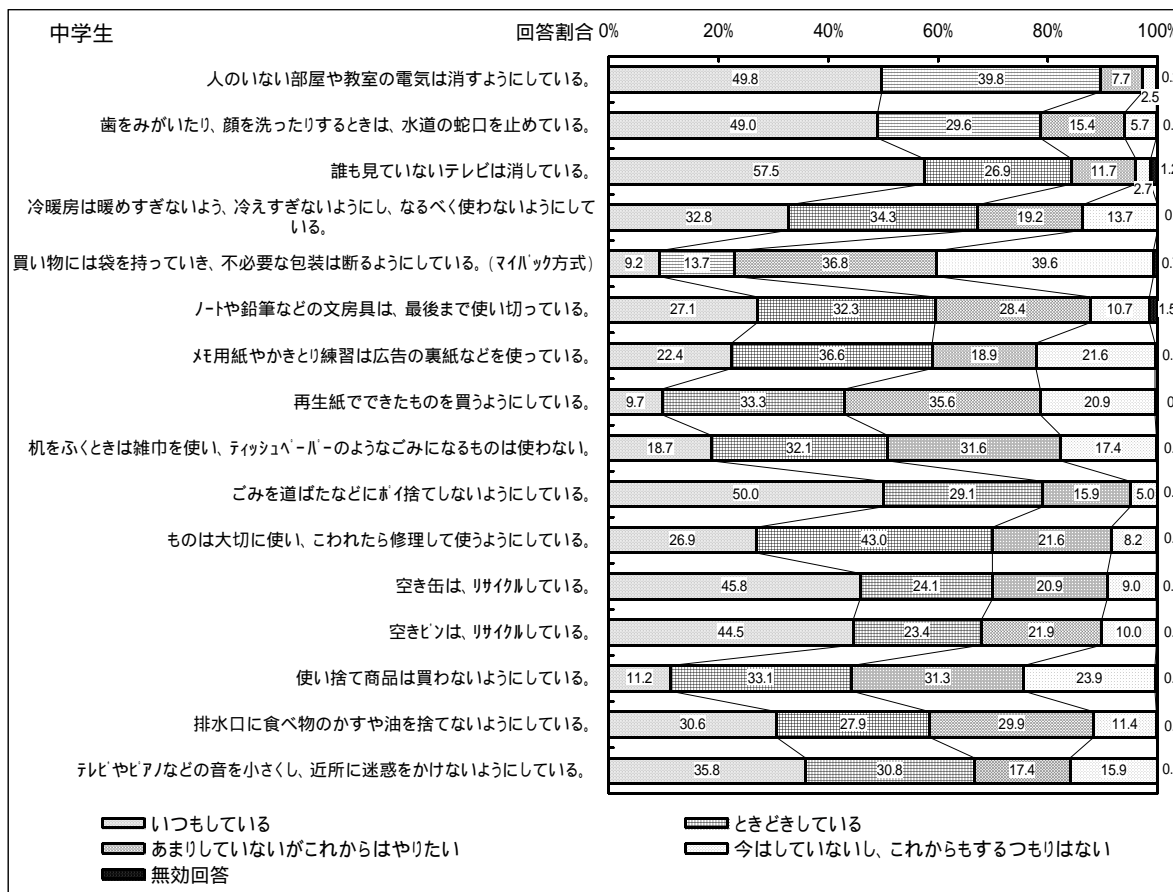
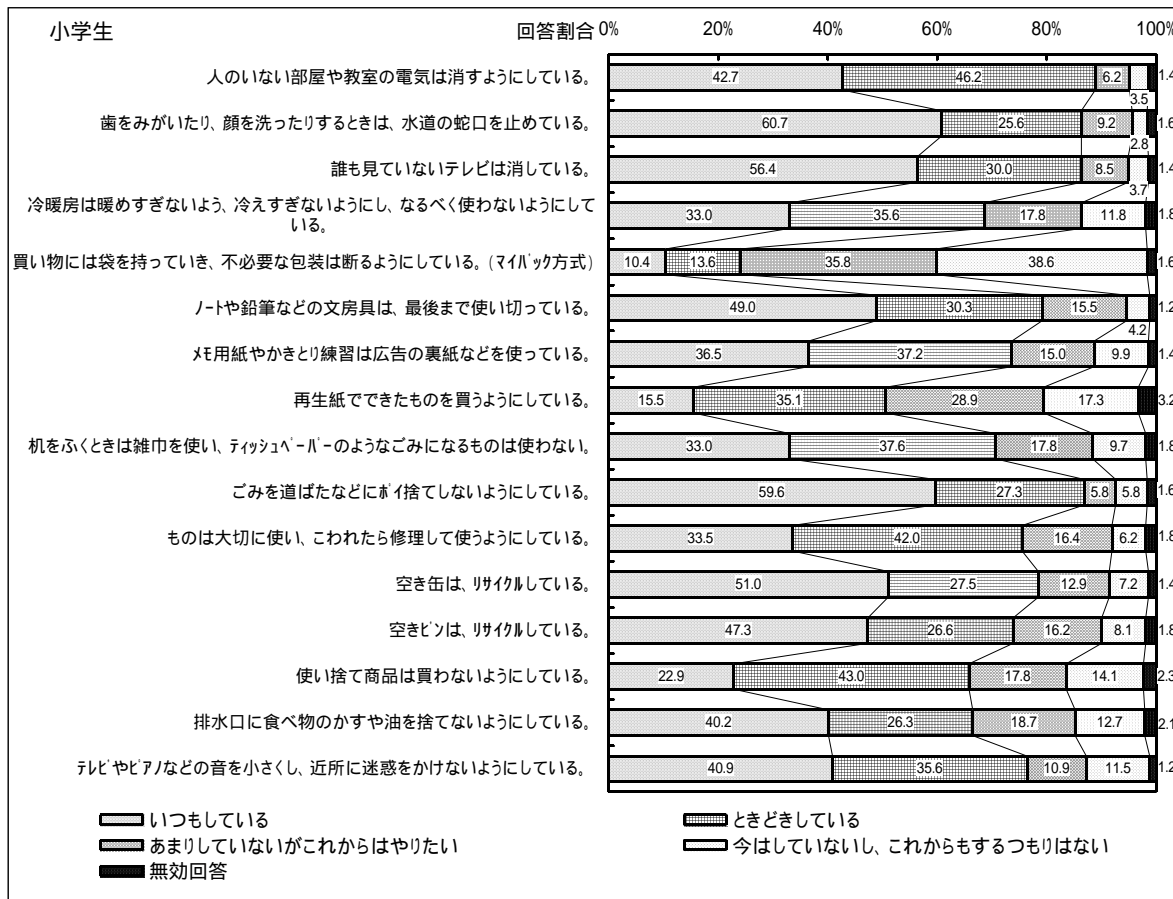
《将来の望ましいまちの姿(複数回答)》



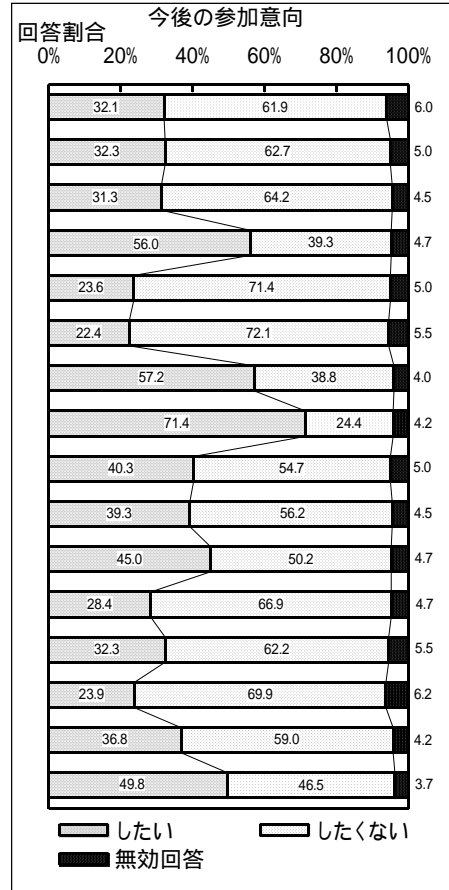
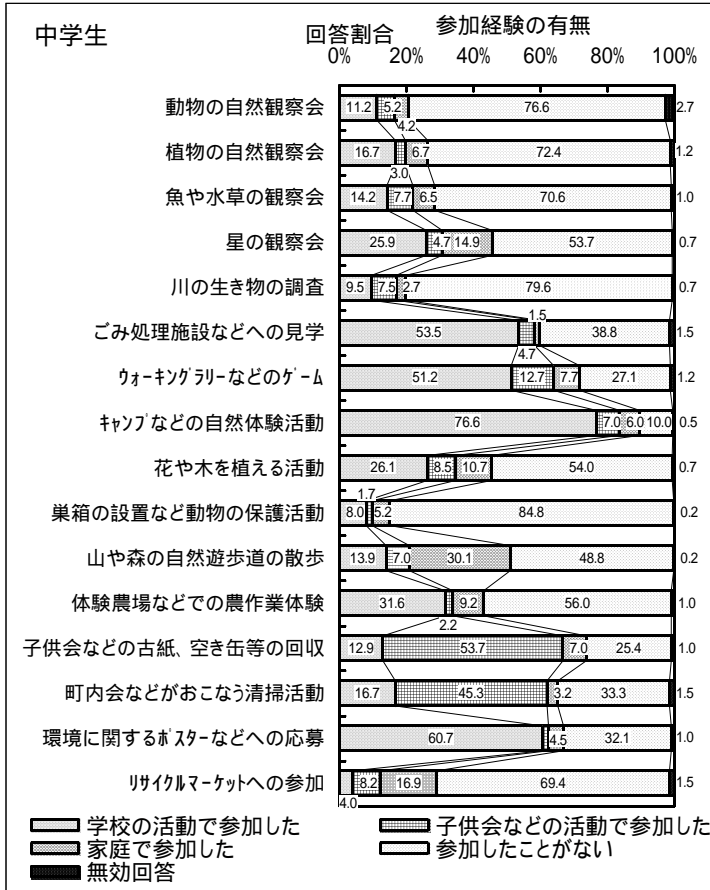
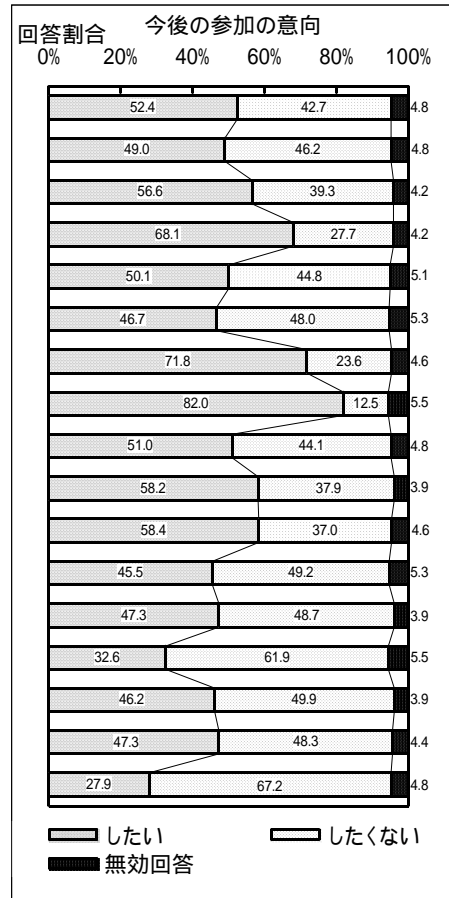
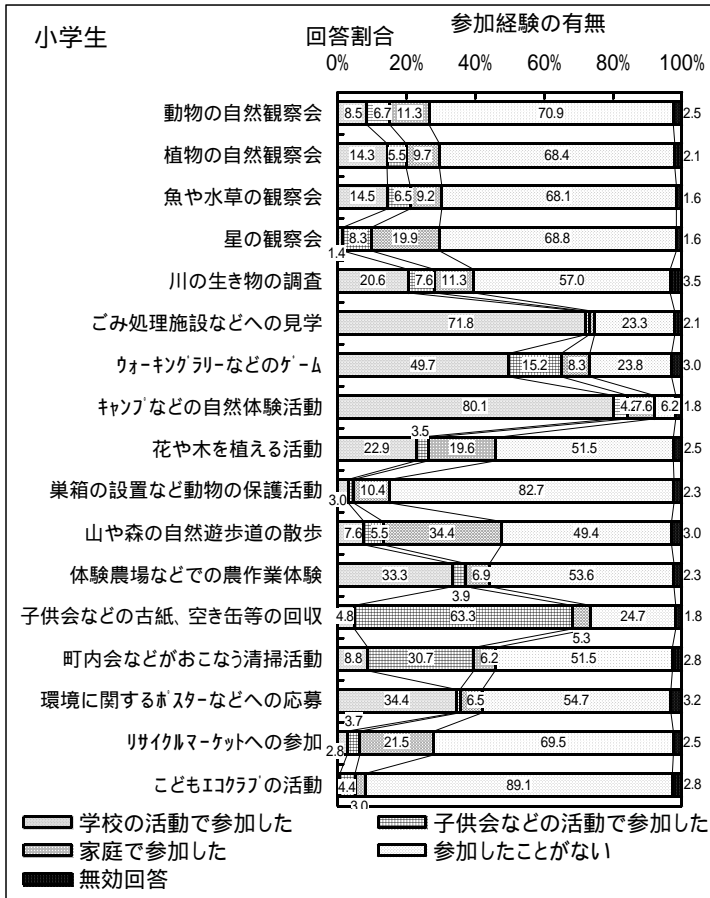
《環境問題に関する知識および興味の有無》



《ふだん学校や家で行っている環境にやさしい行動》

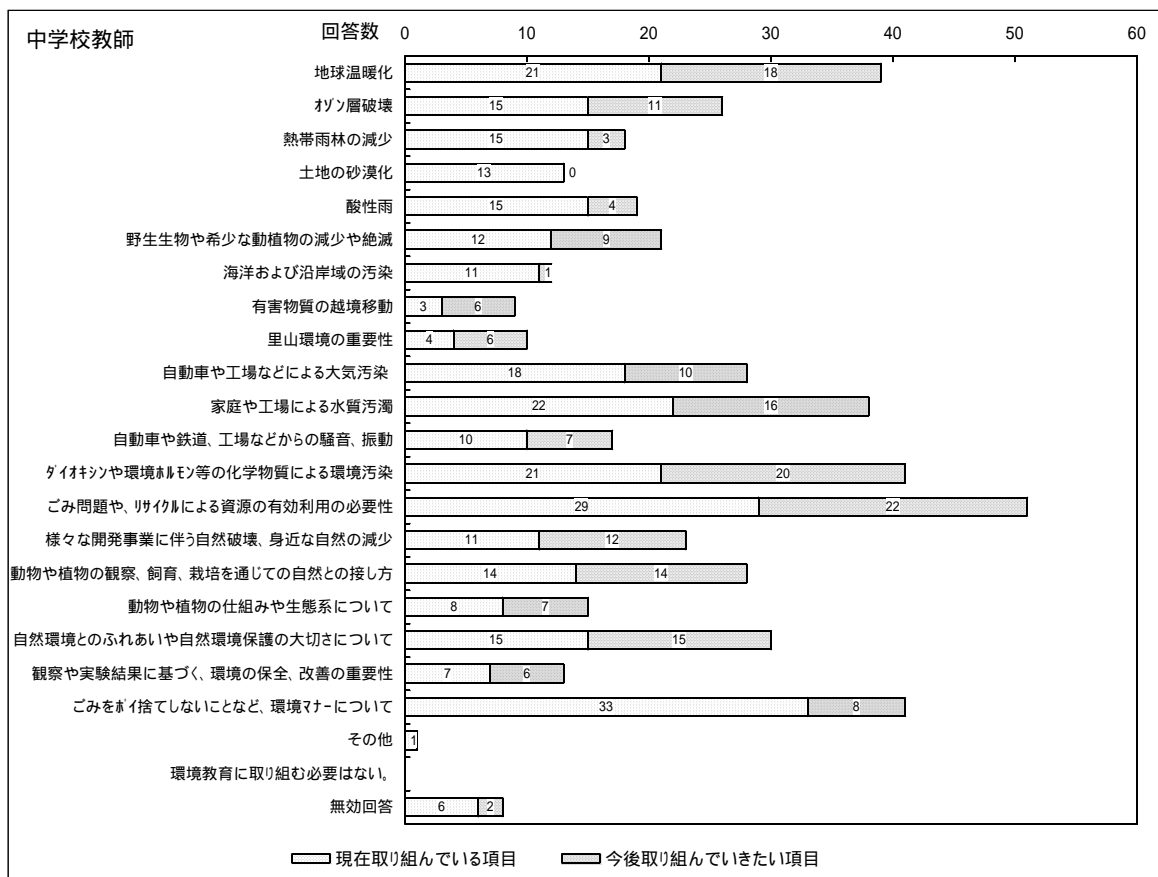
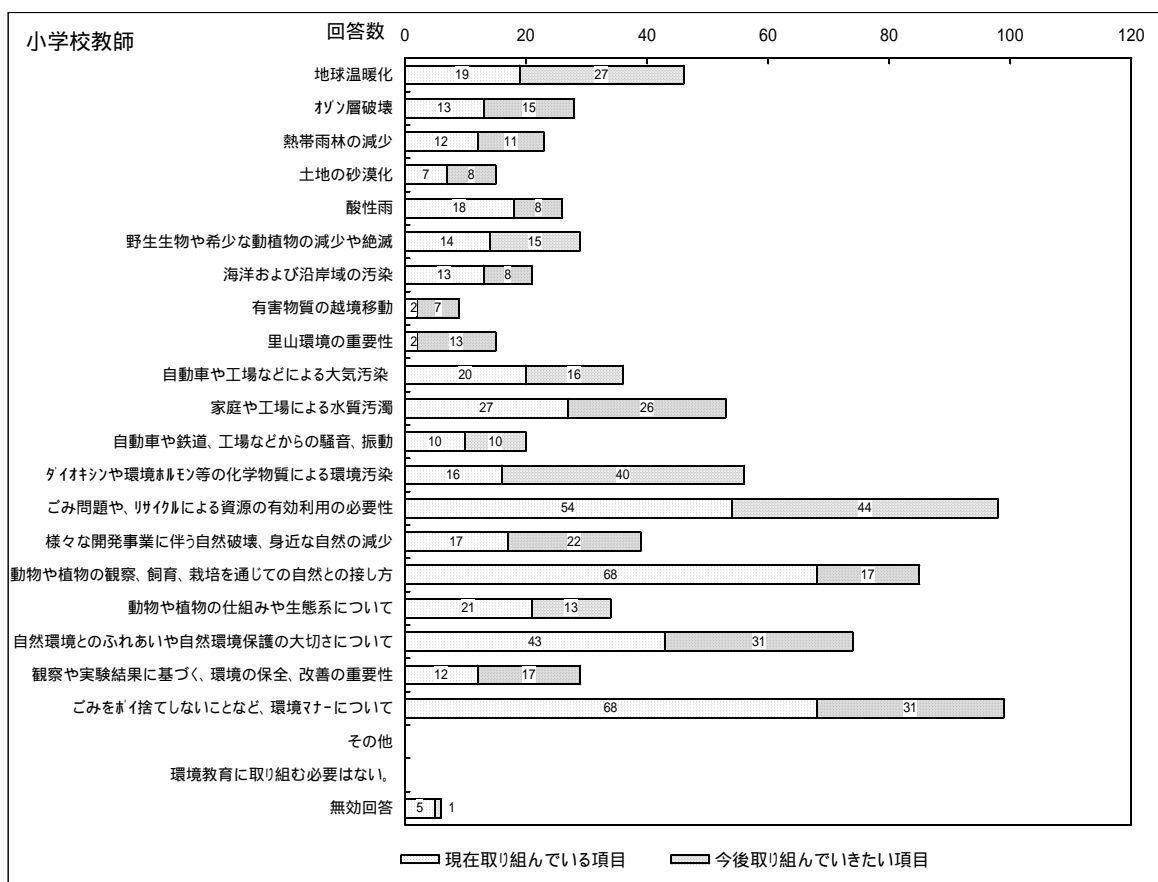


《これまでに参加したことがある環境活動と今後の参加の意向》

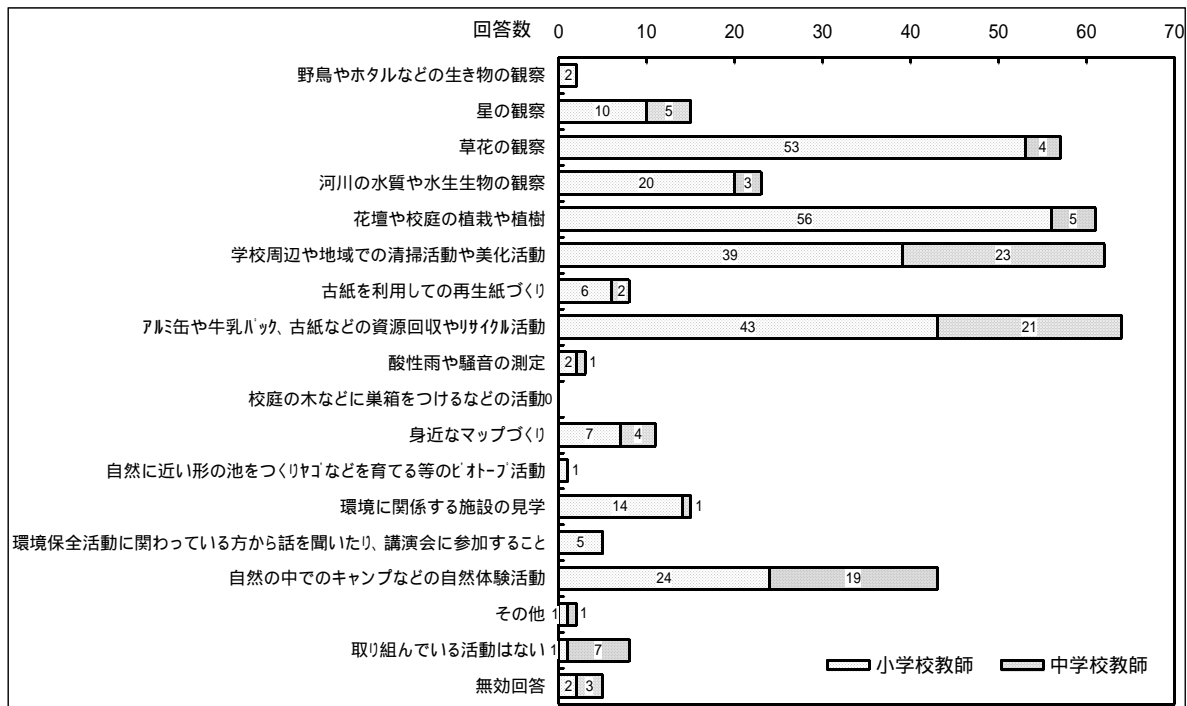


小中学校教師アンケート調査結果

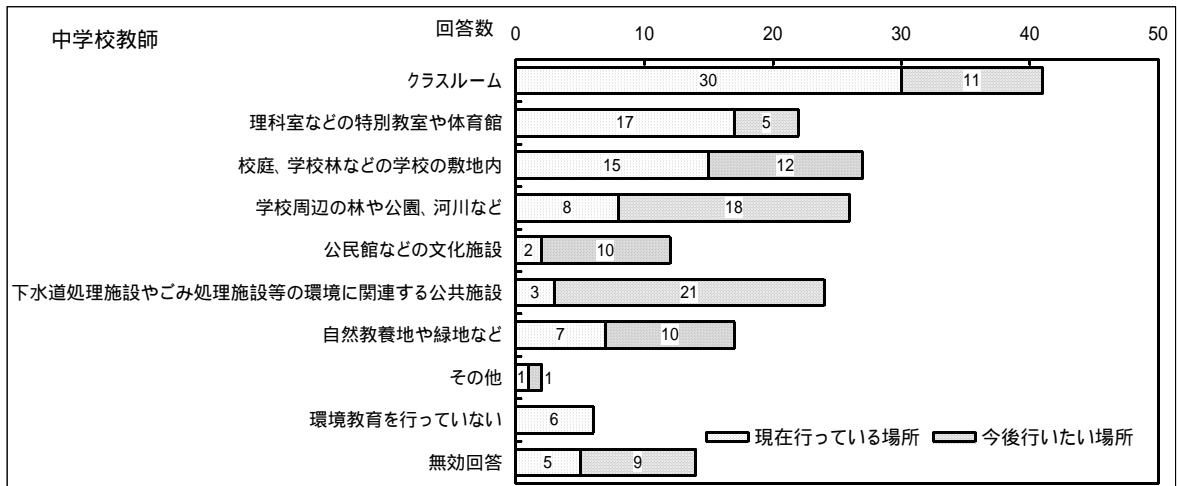
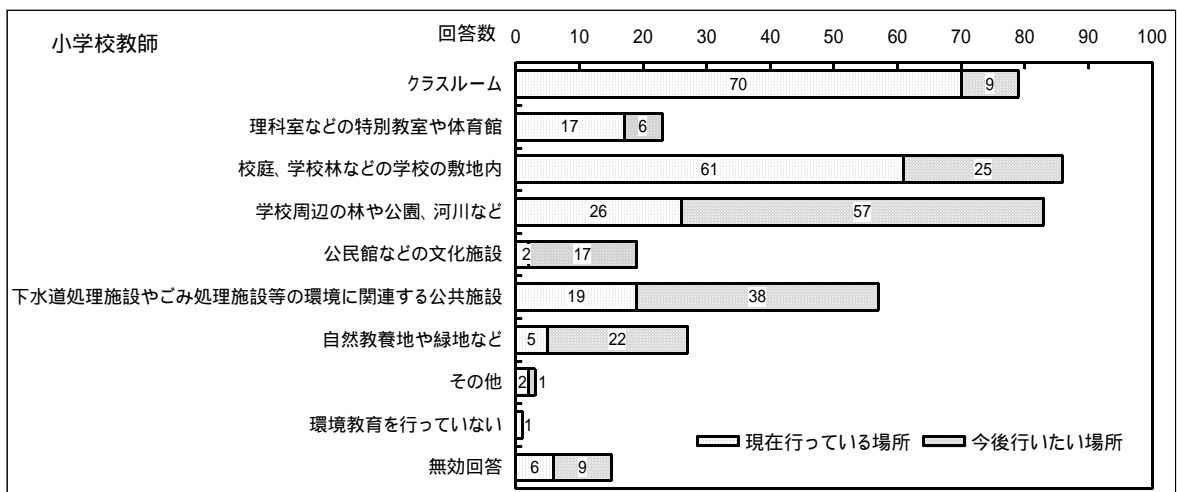
《現在取り組んでいる環境教育》



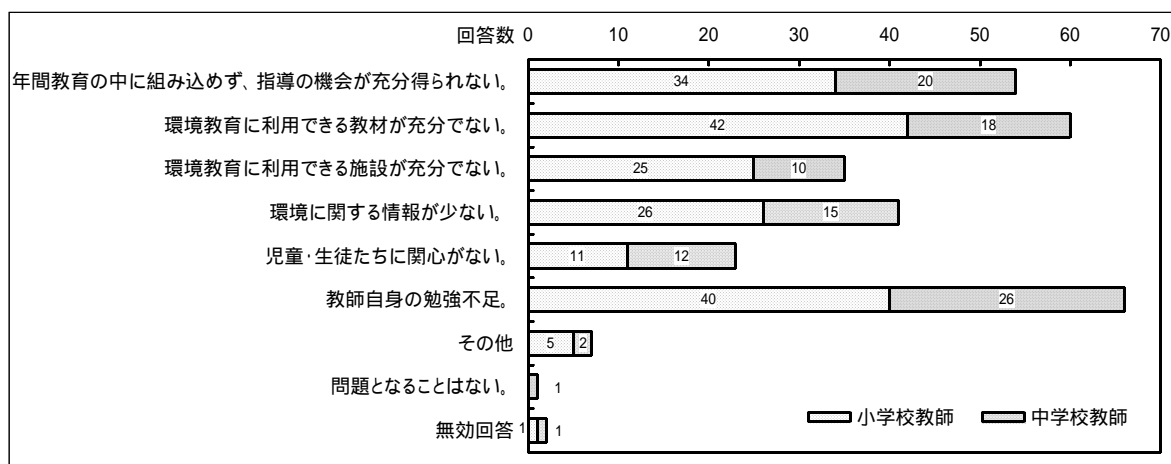
《実際に取り組んでいる活動内容（複数回答）》



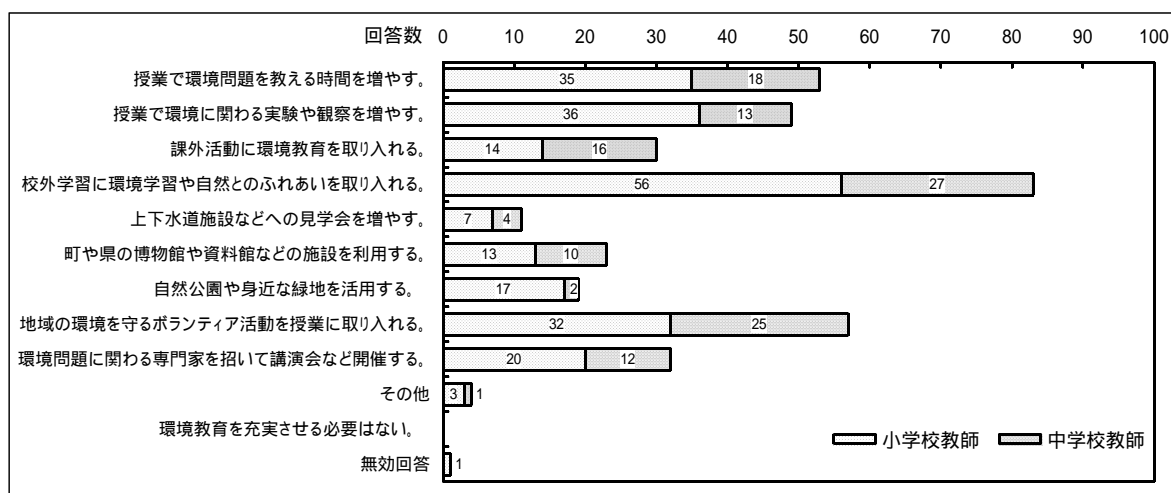
《環境教育を行う場所（複数回答）》



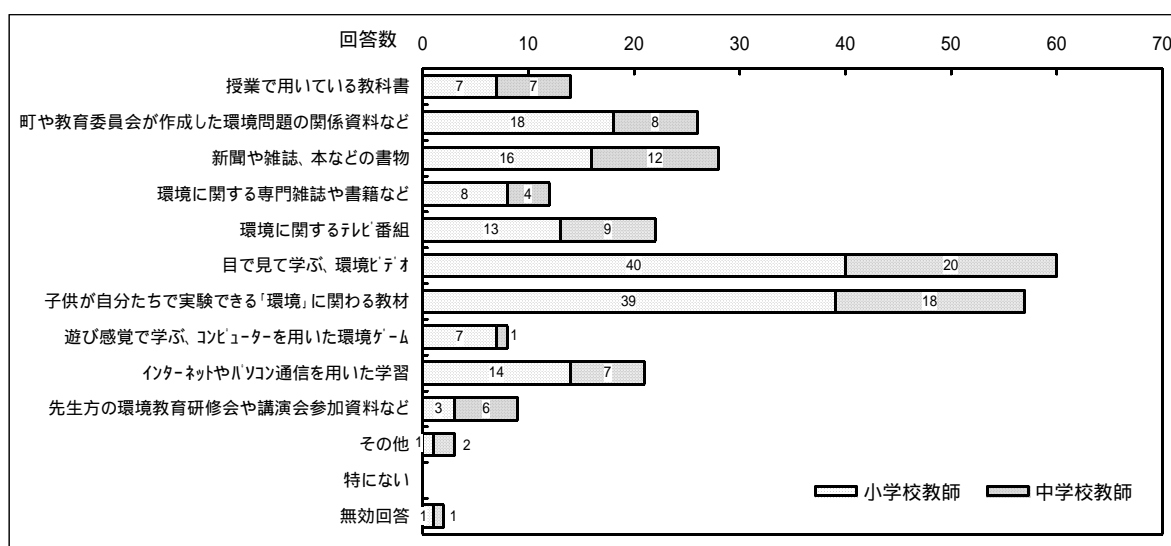
《環境教育を行うにあたり支障となること（複数回答）》



《環境教育の充実方法（複数回答）》



《今後の環境教育に必要な資料・教材等（複数回答）》



《今後の環境教育推進に必要な施設（複数回答）》

本編「第2編 計画の目指すもの」(P.20) 参照。

9 . 環境基本計画（素案）の公開による主な意見

(1) 環境基本計画（素案）の公開と意見収集の概要

素案公表の方法：広報による概要説明（全戸配布）

役場における素案および概要版の配布

本町ホームページへの素案の掲載

意見収集期間：平成12年10月15日～30日

意見募集方法：郵送、ファクシミリ、ホームページのメールBOXへの書き込み等

(2) 素案に対する意見

公表した素案に対して、多くの意見をいただきました。（以下枠内に掲載しています。）

これらのご意見は、計画策定にあたって参考にさせていただきました。

施策に関するさまざまなご意見については、計画を具体的に進める際の参考にさせていただきます。

基本計画冊子の構成に関する意見

・「第2編計画の目指すもの」、「第3編行政の取り組み」は分けるのではなく、交互に出てきた方が見やすい。例えば、「身近な自然を守り育てるまち」にするために、行政のできること、事業者のできること、住民のできることが続いて記載されているとよい。

「第3編行政の取り組み」のボリュームが多く、計画書ではかえって見にくくなると思います。ご意見を参考に、別途作成した概要版（約70ページ）では、1ページにまちづくりの基本的方向と行政の取り組み、事業者および住民の配慮指針（取り組み）を示しました。

表記に関する意見

・全体に、年の表示を「1999年（平成11年）」の表記に統一すべき。

西暦和暦の併記に統一しました。ただし、年代を示す場合は和暦のみの表記としました。（例：2000（H12）年、昭和40年代）

全体の表現に対する意見

・「検討する」、「啓発を行う」等の言葉が多い。「...する」と言い切れないものが。基本計画はすべての人に分かりやすく、受け入れやすいものであって欲しい。
・「第3編実現のための行政の取り組み」はもっと具体的に示すべきではないか。「第2章基本的施策と具体的手法」においても、項目を挙げただけで、具体性に欠けている。「検討する」、「...を図る」、「推進する」といった記述が多く、どう具体化されていくのか示されていない。

環境基本計画は、環境の保全および創造に関する総合的、長期的計画であり、計画の期間も20年間と長期にわたります。このため、今後の20年間を見据えた行政の取り組みとして、抽象的な表現となっています。

「どのような方法で、どう具体化していくか」については、平成13年度の具体的な計画は関係課において別途作成されます。平成14年度以降はP.137「2. 年次報告」に示すように、前年度までに計画された具体的な施策の実施状況、見直し結果（具体的事業の計画を含む）等を記載した年次報告書を公表し、フォローする予定です。

「第1編 計画の基本的事項」に対する意見

- ・計画全体を通しての本町の環境基本計画としての理念、目的が示されていない。環境基本計画は町の行政全般にかかわる計画であり、土台としてきちんとした理念を示すことは当然ではないか。

本計画の理念は、「住民、事業者および行政のすべての人の協力と働きかけにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能であり、かつ、人と自然が共生できるまちづくりの実現」です。素案の「計画策定の趣旨」に記載したつもりですが、受け手に伝わりにくい表現となっていましたので、計画書では枠囲みで記載しました。

なお、この理念は、環境基本条例の基本理念「1 環境の保全及び創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであるとの認識に立ち、現在及び将来にわたり健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするため、適切に行わなければならない。2 環境の保全及び創造は、住民、事業者及び町の協力と働きかけによって行わなければならない。」に基づいています。

- ・「計画策定の趣旨」に「...緑が開発行為等により減少している...」とあるが、「...開発土取り行為等により...」としたほうがよい。
- ・同じく、「...名古屋瀬戸道路や東部丘陵線等の交通網整備も計画されています。...」は「...交通網整備も実施されています。...」としたほうがよい。

開発行為とは、都市計画法で建築物および工作物をともなう区画形質の変更をいい、都市計画法の開発行為には土取り行為を含みません。このため、「開発土取り行為」という表現は妥当ではなく、「開発行為や土取り行為」という意味で「開発行為等」としました。土取り行為は緑地の減少の原因の一つであり、今後、植林や表土の埋め戻し義務化、規制等について検討していきます。

東部丘陵線は、まだ都市計画決定されておらず「実施されています。」と記述することができません。このため、計画書では「...交通網整備計画も進みつつあります。」としました。

「第2編 計画の目指すもの」に記載した環境の状況に対する意見

- ・素案P.33「温暖化でこんなことが起きる！！」の出典元は何か。
- ・同、8行目「満潮位以下の土地には200万人が暮らしており」とあるが、200万人は少ないのではないか。
- ・12行目「1994年の猛暑は...」を「異常気象」とした方がよいのではないか。
- ・素案P.35表「酸性雨の状況について」雨の酸性度は時間の経過とともに変化するはずであり、表示の仕方に工夫がいるのではないか。

「温暖化でこんなことが起きる！！」は平成10年度および平成11年度環境白書（環境庁）を要約して記述しました。満潮位以下の土地の人口と1994年の気象については、出典元の記述に従っています。

酸性雨については、一般に降雨初期の酸性度が高く、時間経過につれて酸性度が低くなるといわれています。今回用いた環境庁における調査、愛知県における調査、長久手町における調査のいずれも時間の経過による変化が把握できる調査ではなく、P.35のように表示しました。

「身近な自然を守り育てるまち」を目指した行政の取り組みに対する意見

- ・国際博覧会がらみでの乱開発を止められるような具体的施策を入れて欲しい。
- ・素案P.45基本的施策「動植物の保護意識の啓発」の具体的手法として「青少年公園内のみ生育している植物、昆虫等の保護育成を図る」を追加する。

国際博覧会にかかわらず、乱開発から里山や農地を保全するための施策をP.44～45「第3編 (1)里山、

田園のあるまちづくり」に記載しています。今後、長期的な視野に立って、乱開発から「身近な自然を守り育てるまち」実現のための取り組みを進めていきます。

環境基本計画は町全体における動植物の保護を示しており、限定的な表現は妥当ではないと考えます。今後、個別の動植物の保護だけでなく、多様な生態系の保全や生息環境の創造にも取り組みます。

- ・素案P.45基本的施策「遊休農地対策の推進」の景観形成作物の用語解説に「収穫を目的とせず、…ヒマワリ、コスモス、レンゲ、菜の花等の作物のこと」とあるが、これらは有効活用ができる作物であり、収穫と景観形成に活用できるため、表現を変える必要がある。栽培がうまくいけば、「NAGAKUTEブランド作物」になりうるものである。
- ・現在、町内の保育園児、小学生は体験稲作を実施しており、素案P.45基本的施策「消費者と生産者の関係強化の推進」の具体的手法に追加する。

現在のところ、長久手町の農業においては、コスモスや菜の花等の作物は収穫の対象として位置づけられておらず、その計画もありません。このため、収穫を目的としない「景観形成作物」と記述しています。

「消費者と生産者の関係強化の推進」の具体的手法として「保育園、小学校による体験稲作を継続する。」を追加しました（P.45）。

- ・素案P.47施策の方針「河川流量の確保」の水源として、家庭の合併浄化槽の排水も入れてはどうか。管理の問題があるが、利用者にその旨周知徹底していけば、浄化槽の管理の自覚も進むのではないか。

本町では今後、下水道の整備を推進する計画であり、合併浄化槽の排水は減少していきます。このため、合併浄化槽排水を、今後にわたる水源として想定するのは困難です。また、生活排水の浄化と流量確保は観点が違うものです。生活排水の浄化は環境の保全および創造のために不可欠なものであり、合併浄化槽利用者への啓発を行い、管理の自覚を促していきます。

- ・素案P.47施策の方針「水辺の自然の保全と創造」について、鴨田川等の三面コンクリート張りの河川に河川内河川をつくり、生態系に配慮し、水質浄化もできるようにしてはどうか。
- ・水質浄化のために「木炭・竹炭」等を小河川に投入し、実績を上げているところが各地にあるが、住民の目にふれるところで実施するのも効果があるのではないか。

「生態系に配慮した河川、ため池等の保全、整備」および「河川内浄化」の実施方法として、今後、事業の実施段階で検討していきます。

- ・素案P.48施策の方針「自然とふれあえる機会の創出」について、手法として「学校・都市公園に町内の自然林を創る」を追加してはどうか。水辺のピオトープはあるが、雑木林も必要であり、特に鳥の餌になる実のなる木を植えると鳥が寄ってくる。

学校や一般の公園で「町内の自然林」を創るのは用地的に困難です。市街地の緑の保全方法として「社寺林の保全」が考えられますが、これについてはP.60基本的施策「市街地の良好な緑地の保全」の具体的手法として「社寺林を保全し、緑に親しむ場として活用を図る」と記載しています。

「ごみを出さない、捨てないまち」を目指した行政の取り組みに対する意見

- ・ごみの発生および排出抑制ということであれば、ごみになるものは買わないという自覚を啓発することが必要ではないか。
- ・自動販売機の設置を規制することも、ごみを減らす手法としてあるのではないか。
- ・農協のスーパー等身近な商店に、びん等の容器を持参して醤油等を購入できる、量り売りの指導も行政の責任ではないか。

「ごみになるものは買わない」という意識啓発を行うことは、具体的手法「ごみの発生および排出抑制の意識啓発活動を推進する」の内容として含まれていると考えています。また、「第4編環境配慮指針 第1章 2(1)住民の生活における環境にやさしい行動」として「ごみになるものを買わない」ための行動指針を示しています(P.90、103)。

自動販売機とごみの排出抑制とは、つながるものではありません。

商品の量り売りを促進することは、具体的手法「ごみの発生および排出の少ない製品の製造および販売を促進する」に含まれると考えています。また、「第4編 第2章 業種別配慮指針」の卸売り・小売業の配慮指針として「簡易包装の実施、詰め替え売りや量り売り等の実施により、包装材の削減を行う(P.121)」と記述し、事業者に自主的取り組みの推進を求めています。

- ・素案P.51基本的施策「ごみ出しルールやマナーの徹底」について、現に小中学校で行っているので記載されていないのかもしれないが、小中学校も追加しておく。
- ・素案P.51基本的施策「不法投棄対策の推進」として、定期的なパトロールを実施するとあるが、パトロールをする人に、条例で一定の権限をもたせて指導するとよい。

「ごみ出しルールやマナーの徹底」の主旨は、「ごみ出しマナーの悪いところに対して指導する」というものです。一方、小中学校においては環境教育の一環として指導を行っており、性格が異なります。定期的なパトロールをどのような形で行うか未定であり、ご意見を含め、今後検討していきます。

「健康で安心、気持ちよく暮らせるまち」を目指した行政の取り組みに対する意見

(素案P.53、P.55基本的施策「自動車利用を減らすことによる交通量の削減の推進」の具体的手法について)

- ・「東部丘陵線の整備にともない、パークアンドライド方式の導入について検討する。」とあるが、導入できる駅は古戦場公園より東側になると考えられる。その場合、駅周辺の緑が破壊され、沿線の開発を促進することとなり、導入が環境の保全および創造にプラスになるとは限らない。
- ・「徒歩および自転車利用の促進を図る」とあるが、「自転車道の整備」という言葉を是非追加して欲しい。自転車道の整備は今後の脱車社会に必須。また、駅の駐輪場を整備することも重要。
- ・東部丘陵線や福祉の家等の大型プロジェクトがある場合は、周辺整備だけでなく、「点と点を結ぶ道も合わせて整備を進める」旨も明記して欲しい。

パークアンドライド方式は、自動車交通抑制の手法であり、騒音や大気汚染等の交通量増加による環境負荷の軽減のために検討することが必要であると考えています。導入の検討にあたっては、周辺環境に配慮していきます。

「徒歩および自転車利用の促進」には、意識啓発等のソフト面と、自転車や歩道の整備等のハード面の両方が含まれています。この内、ご意見にあるハード面の整備については、P.60基本的施策「歩行者中心の水と緑のネットワーク化の推進」、P.61具体的手法「香流川においては、連続する遊歩道や歩行者自動車専用道路を整備するとともに、……」として記述しており、整備に取り組んでいきます。また、

都市計画道路の歩道は、自転車歩行車道として整備しています。なお、駅周辺の駐輪場については、東部丘陵線の整備にともない、駐輪場の確保・整備について検討していきます。(具体的手法として記述しました)

公共施設等を計画する場合、施設へのアクセスは同時に検討するのが一般的です。

(素案P.53基本的施策「道路交通騒音低減対策の推進」について)

- ・具体的手法として「排水性舗装の導入を検討する。」とあるが、現段階の舗装技術では、耐久性の問題もあるという結果が出ているのではないか。
- ・騒音の低減には、タイヤの改良等が必要であるが、車のスピード規制が必要ではないか。

排水性舗装の耐久性は、通常の舗装に比べて劣ると言われており、騒音低減効果も経年的に低下します。現在、路面の特殊清掃による騒音低減効果の回復技術や、工法等が研究されており、それらも考慮して、役場としては環境の保全および創造のために導入することがよいかどうか「検討する」方向です。

スピード規制は現実に行われていますが、守られていません。これは、交通道德の問題であり、環境基本計画に記載することは妥当ではないと考えます。

(「空気がおいしいまちづくり」について)

- ・素案P.55基本的施策「低公害車への転換と普及の推進」について、具体的手法として「エコカー導入の推進に町当局が先頭に立って推進する」を追加する。
- ・素案P.55基本的施策「大気汚染状況の把握」について、二酸化窒素は簡易カプセルでの測定が可能であり、ボランティア団体等の住民参加による定期的実施等を導入する。
- ・市街化区域内については、野焼きや焼却炉による焼却を全面禁止にし、条例化して罰則を設けるべき。啓発・自粛では目標を達せられない。
- ・畜産業・農薬散布等の農業にともない発生する悪臭があり、関係者との連携もとり、補助金制度等も検討して軽減を図る。

P.54の具体的手法「エコカー導入を推進する」には行政を含むと考えています。

二酸化窒素等は機器測定の外、いろいろな簡易測定法があり、手法、実施体制も含め、今後具体的に検討し、大気汚染状況の監視を図ります。ご提案の件は、今後の具体的検討段階で検討していきます。

法律や愛知県条例の主旨は、軽微な焼却行為(焚き火程度)まで禁止するのではなく、市街化区域のみ野焼きや焼却炉による焼却を前面禁止、条例化することは困難です。意識啓発等、野焼きや焼却炉の使用を自粛するよう促す施策を進めていきます。

畜産業や農業にともない発生する悪臭についても、P.55基本的施策「悪臭の発生源対策の推進」の具体的手法「悪臭発生源関連施設の適性維持管理の指導を行う」に基づいて指導を行います。具体的な方法については、今後実施段階で検討します。

(「水をよごさないまちづくり」について)

- ・生活排水対策の基本は下水道整備であると思うが、生活排水の改善は一刻も早く対応すべきであると思う。「啓発」を行うのに、下水道と合併浄化槽の並存を図ってもよいのではないか。合併浄化槽の設置補助金の支給対象に市街化区域も入れる必要があると思う。
- ・各家庭に対して下水道への接続のみの指導ではなく、下水道設置に年月がかかるため、合併浄化槽の設置も認める。
- ・下水道接続工事費の補助制度を町独自でつくる。
- ・素案P.58基本的施策「農業における排水対策の促進強化」の具体的手法として「定期的に農地や地下水の水質検査を実施する」を追加する。窒素を含む肥料の使いすぎがあり、硝酸性窒素という形で地下水が汚染されていることが多くなっている。

下水道未整備地区における合併浄化槽への転換の促進は必要であり、記載しています(P.56)。また、法令の改正により、今後浄化槽を新設する場合は原則すべて合併浄化槽となります。一方、下水道整備地区においては、下水道への接続が大前提であり、1年以内の接続が条例に定められており、下水道整備済み地区において合併浄化槽の設置を奨励することはありません。

下水道接続工事費については、補助金制度はありませんが、融資制度がありますので活用していただくようお願いいたします。

農地や地下水の定期的な水質調査については、農薬や肥料の適正使用に関する指導を強化することの実施段階で、今後検討していきます。

(「生活マナーのよいまちづくり」について)

・素案P.60基本的施策「近隣騒音防止に対するマナー向上の促進」について、営業用スピーカーの音量規制も考える。(スーパーやホームセンター等の構内スピーカーの音量が大きい場合が多々あり、迷惑を受けることがある。)

営業用スピーカー音等を対象とするため、基本的施策として「営業騒音に対する指導の強化」、具体的手法として「防音対策等の指導を行う」を記載し(P.59)、取り組んでいきます。

「やすらぎと潤い、人にやさしいまち」を目指した行政の取り組みに対する意見

・素案P.61基本的施策「公共施設および民間施設の緑化の推進」について、駐車場も緑化・植樹の必要な施設に加えられないか。舗装されたところは夏の気温上昇を招く。ある広さをもった駐車場には木を植えるようにしてほしい。

具体的手法として駐車場も緑化の対象となるように記載しました(P.60)。

「地球を大切にすまち」を目指した行政の取り組みに対する意見

(「地球温暖化防止を推進するまちづくり」について)

・素案P.66基本的施策「省エネルギー行動の実践の推進」の具体的手法として「事業者におけるISO14001の認証取得を推進する」とあるが、事業者のみならず、行政自身も取得してほしい。

・素案P.66基本的施策「エネルギーの有効利用の推進」について、小中学校の教育現場に太陽光発電、温水器を設置し、常時電光掲示板等で太陽光発電量等を表示し、関心を高める。また、小中学校のプールをビニールやガラスで覆い、温水プールにし、利用できる期間をのばすなど、教育現場での利用を推進する。

「省エネルギー行動の実践の推進」の具体的手法として「行政、事業者におけるISO14001の認証取得を推進する。」と記載し(P.65)、行政としてもISO14001の認証取得に取り組めます。

小中学校に限らず、公共施設建設時には、太陽光等を利用するようにすすめていきます。

(「省エネ、省資源を推進するまちづくり」について)

・素案P.70基本的施策「雨水の地下浸透機能の保全」について、道路の雨水を地下浸透マスに流し込むところが増加しているが、この地下浸透マスの水を街路樹の灌水に利用できないか。

地下浸透マスは、降雨を地下に浸透させることを目的としており、降雨時以外はマス内に水が溜まらない構造となっており、街路樹の灌水には利用できません。

「第4編 環境配慮指針」に対する意見

- ・「第4編環境配慮指針」として、具体的な現施策がまとめられているが（生け垣補助等）、これらは第3編の具体的な施策の中に入っているのではない。
- ・素案P.111「事業者チェック4事業所の緑化」に駐車場の植樹を追加して欲しい。
- ・素案P.116の雨水の地下浸透をすすめる施策としては、公共下水道接続時の浄化槽転用も現施策として含まれるのではないか。

第4編は住民や事業者に行ってもらいたい事項をまとめています。ご指摘の記載は、そのなかで、住民に利用してもらうことのできる制度を情報として提供しており、「施策」をまとめたものではありません。

「事業者チェック4事業所の緑化」に駐車場の緑化を追加しました。(P.110)

公共下水道接続時の浄化槽転用は、雨水の有効利用による節水が主目的であり、雨水の地下浸透をすすめるための手段とはいえません。(庭への散水等、利用の方法によっては地下浸透の一助となる場合もあります)

「第5編 計画推進に向けて」に対する意見

- ・「パートナーシップの形成」は非常に重要であると思う。しかし、教育だけでなく、習ったことを実践する場を是非確保して欲しい(まとまった広さのある場所がよい)。第5編第1章に「実践の場の確保」を入れられないか。
- ・具体的施策をどうチェックし、進行管理を行うのか、素案P.140からの図に示されているが、具体的にどのようにするのか明らかでない。

習ったことを実践する場の確保については、P.133「3. 具体的行動に繋がる教育の実施」に「...、日常の生活圏における実践活動を行うことができる場や機会の提供を図る」と記載しています。

施策の進捗状況のチェック方法については、評価例を示しました(P136)。

「資料編」に対する意見

- ・資料編について、博覧会協会が調査した「愛知青少年公園及びその周辺における環境調査結果について」が公表されたので、資料編の植物、動物、生活環境の大気汚染、水質汚濁、騒音・振動については「環境調査結果」の最新データで活用できるものは取り入れるようにしていただきたいと思います。

資料編のデータについては、「愛知青少年公園及びその周辺における環境調査結果について」を反映させました。

10. 環境の現況

(1) 基礎的条件

沿革

本町は、1584(天正12)年「長久手の戦い」以来、古戦場のまちとして知られてきました。

1906(M39)年、長湫村、岩作村、上郷村の3ヵ村が合併して長久手村となり、緑豊かな丘陵地で農業を中心とした農村地域が形成されました。

昭和30年代から40年代にかけて、愛知用水の完成、東名高速道路の開通、地下鉄の藤ヶ丘までの延伸、愛知青少年公園の開園、グリーンロードの開通等、高度成長期にさまざまなハード整備が進められ、1971(S46)年に長久手村から長久手町となりました。

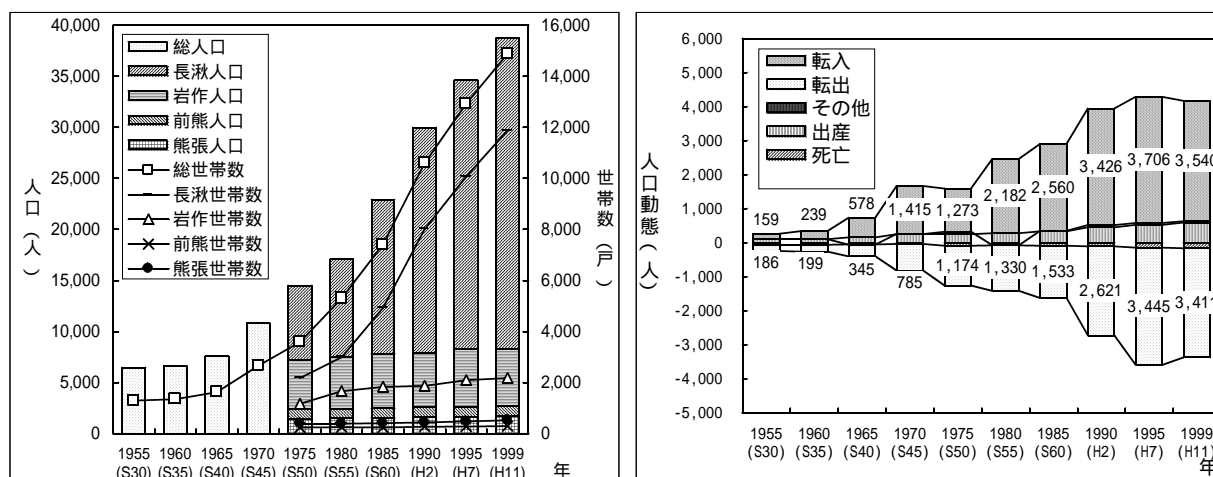
これを機に名古屋市のベッドタウンとして、土地区画整理事業による宅地開発を中心として急速に都市化が進み、人口は増加し続けています。

人口等

本町の人口は、地下鉄の延伸等により昭和40年代から急激に増加し、特に、土地区画整理事業の進行にともない、1980(S55)年以降の人口の伸び率は急激なものとなっています。2000(H12)年5月には人口40,000人となり、これは1955(S30)年の約6.2倍、1965(S40)年の約5.3倍です。地区別にみると長湫地区で人口および世帯数の増加が著しいものの、他の3地区ではほとんど変動がみられません。

本町では転入・転出の数が多く、年々移動する人の数が増加しています。1965(S40)年から1970(S45)年にかけて転入・転出の数が倍増し、1999(H11)年度には人口の約17%にあたる人数が転入または転出したこととなります。

本町の特徴は、若い世代が多いことです。20代の人口が最も多く、1999(H11)年度には町人口の約20%を占めています。



人口および世帯数の推移と人口動態

産業の状況

本町の事業所の状況を、東郷町、三好町、武豊町(以後「類似した3自治体」という)と比較すると、製造業の割合が低く、卸売・小売業・飲食店、不動産業の割合が高くなっています。また、愛知県および類似した3自治体と同様に小規模の事業所が多く、従業員数20人未満の事業所が全体の約87%を占め、5人未満の事業所も全体の約54%となっています。

農業の推移をみると、1957(S32)年には900戸以上あった農家が1995(H7)年には半分以下となり、経営耕地面積も1955(S30)年には約550haでしたが、1995(H7)年には約1/3となっています。

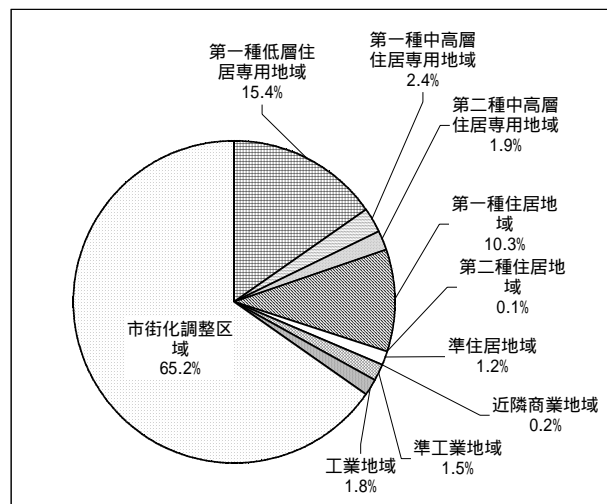
土地利用の状況

本町の土地利用の現状をみると、長湫地区（大字長湫および大字のつかない地区）は大部分が住宅地で、商業用地が主要地方道力石名古屋線沿いに、農地が古戦場公園の東側に分布し、比較的大きな工業用地が西原山・東原山・荒田、蟹原、横道に分布しています。

大字岩作、前熊、熊張では、農地が役場の北側および香流川沿いの平地に広く分布し、役場南側にはまとまった住宅地が分布しています。また、丘陵地には、愛知県農業総合試験場、愛知県立芸術大学、愛知県立大学等の公共施設用地が分布しています。

土地利用の推移をみると、1972(S47)年から土地区画整理事業が始まり、農地および森林が減少し、宅地が増加しました。宅地は1998(H10)年には1970(S45)年の約3.6倍となっています。

本町は、全域が市街化区域または市街化調整区域に指定されています。市街化区域（754ha）のうち約90%が住居系の用途地域、約44%が第一種低層住居専用地域（333ha）で、良質な住宅地としての市街地開発が行われています。



市街化・市街化調整区域の内訳

交通の状況

本町における公共交通機関は、大部分を路線バスに頼っており、路線数、運行台数とも地下鉄藤ヶ丘駅を中心とした町西部に偏っています。近年、交通渋滞等により、朝夕のラッシュ時には路線バス運行の定時性の確保が難しくなり、利用客は減りつつあります。

行政では路線バスを補完するため、1998(H10)年7月から町内の公共施設を中心に運行する巡回バス（N-バス）の運行を始め、1999(H11)年10月1日現在7コースが設定されています。

本町の幹線道路としては、東西は主要地方道力石名古屋線が、南北は主要地方道瀬戸大府東海線が軸となり、また東名高速道路名古屋インターチェンジが本町に隣接しています。

現在、13路線が都市計画決定されており、市街化区域を中心に整備が進み、整備率は約60%となっていますが、市街化調整区域では整備が進んでいません。また、本町道路網の骨格を形成する県道の多くは現況の幅員が狭く、バイパス機能がなく、慢性的に渋滞が発生しています。

なお、本町における交通関連計画として、東部丘陵線の計画、名古屋瀬戸道路の建設等があります。

資源・エネルギーの利用状況

本町の上水道は愛知中部水道企業団により供給され、1999(H11)年現在の下水道普及率は99.8%です。市街化にともなう給水人口の増加により、1日平均給水量は年々増加しています。しかし、1世帯当たり人口が減少していることもあり、1世帯当たり1日平均給水量は1993(H5)年以降減少しており、1999(H11)年には910吉となっています。

年間電気使用量は家庭用、家庭用以外とも毎年増加しています。また、家庭用1人当たり使用量は増加していますが、家庭用以外の契約口数当たり年間使用量は横這いとなっています。(従量電灯A・Bを家庭用と想定しました)

都市ガスの利用目的別の年間使用量は1998(H10)年度末現在、家庭用が最も多く、次いで工業用、公用、商業用となっています。使用量の経年変化をみると、医療用は減少し、それ以外の目的のものは増加しています。1戸当たりの使用量は家庭用が最も少なく300~350m³、経年的にもほとんど変動がありません。医療用は、1991(H3)年から1993(H5)年にかけて激減し、それ以降横這い傾向です。工業用は1993(H5)年まで増加し続けていましたが、1993(H5)年以降ほぼ横這いとなっています。

(2) 自然環境

水象

本町には、町の南東から北西へ、丘陵の間を緩やかに蛇行しながら貫流している香流川を始め、大小15の河川が流れています。香流川以外はいずれも小河川で、小溝あるいは灌漑用水路のような河川も見られます。これらの河川は、雁又川を除けば、すべてが本町を水源とする河川です。また、まちのほぼ中央を、北から南に愛知用水が流れており、重要な農業用水源となっています。

町内の池のほとんどは農業用のため池で、多くは小規模のものです。現在、町内には80を超えるため池があり、ため池台帳には46の池が記載されています。1982(S57)年時点のため池台帳には65の池が記載されており、土地区画整理により消滅したため池も少なくありません。愛知用水の完成後、上郷地区以外では愛知用水の調整池として使われることが多くなっています。農業の衰退にともない、農業用水利用としてのため池の機能は低下していますが、アヤメ池、立石池、杓ヶ池等、さまざまな機能をもつため池があります。

地象

本町は、尾張丘陵と尾張平野が接する地点に位置し、町東部の地形は比較的複雑で、河川に沿って広がる平地に、起伏に富んだ丘陵の尾根が入り組んでいます。南東に高く北西に低い地形で、南東部の最高点で標高約184m、北西部の最低点で標高約43mとなっています。

丘陵は町東部を中心に分布し、東から、三ヶ峯丘陵、大草丘陵、岩作丘陵、長湫丘陵と名づけられています。三ヶ峯丘陵は岩作、前熊、北熊にかけて広がり、標高100~180mの本町最大の丘陵です。大草丘陵は、三ヶ峯丘陵から地続きに西方に岩作立花まで伸びた、標高80m~120mの丘陵です。この丘陵は江戸時代中期から開墾が進み、北から南に伸びる尾根の谷間は耕作され、中腹まで農地として利用されています。一方、平坦部は大字熊張と大字前熊の境を流れる香流川両岸および岩作北部に広がる農地と、名古屋市に接する長湫の住宅地となっています。

本町の地質は土台となる基盤岩類と、その上に堆積した礫層、砂礫層、砂層およびシルト層等の重なりからできている鮮新統および更新統に分けられます。基盤岩類は古生層と花崗岩類

が分布し、限られた地域のみで露出が認められます。鮮新統は瀬戸層群と呼ばれ、瀬戸陶土層と矢田川累層に分けられますが、本町に分布するのは矢田川累層です。矢田川累層はさらに水野砂礫相、尾張夾炭相、猪高相に区分されます。

丘陵地の地質は主として瀬戸層群で、砂礫層を含む風化の激しい地層となっており、表面は酸性の貧栄養土で覆われています。三ヶ峯丘陵では砂礫層と粘土層が複雑に交差しているため、随所で地下水が浸出して湿地を形成しています。

平地は丘陵から流れ出した風化した土砂が、香流川とその流域に堆積してできた沖積平野となっています。

植物

本町は地質の項で述べたように、砂礫層を含む栄養分の少ない土壤中、植物の生育には必ずしも適していませんが、この条件に適応する植物が生育しています。植生をみると、畑や水田は香流川に沿ってまとまって存在し、一方、アカマツやコナラの林は道路によって分断され、町内には偏って存在しています。また、スギやヒノキの林は少なく、典型的な都市近郊にある丘陵地の植生になっています。

三ヶ峯丘陵では地質の関係から湿地が多く、湿地の周縁部にはイソノキ、サワフタギ、ウメモドキ、イヌツゲ等の低木が生育し、湿地内には早春にはショウジョウバカマやハルリンドウ、夏にはノギラン、カキラン等の草本が見られます。そして、湿地表面にはモウセンゴケやミミカキグサ、シラタマホシクサ等の湿地の植物を見ることができます。また、林床にはカンアオイが見られます。大草丘陵では小さな水田や畑が細い谷に複雑に入り込み、「谷津田」になっています。

本町の平地は農地と住宅地に大別されます。町西部の長湫の平地には住宅地が広がっており、植生としては社寺林や、公園等の植栽が見られる程度です。一方、熊張、前熊境の香流川兩岸および岩作北部の平地には水田が広がっており、畦には季節により花の咲く植物が見られます。

「長久手町史 資料編二 自然」(1983(S58)年 長久手町)によると、1980(S55)年7月～1982(S57)年8月に町全域実地踏査により計測・記録された大木・名木として52本(備考欄に記載されている本数を合わせると69本)があげられています。また、まちの花と木として、サツキとカエデがシンボルとなっています。

資料調査結果や、1999(H11)年度に本町の湿地や神社等を歩いて確認された注目すべき植物は次のとおりです。

| | | | |
|----------|------------|----------|------------|
| ミズニラ | ハナノキ | キキョウ | クロイヌノヒゲ |
| アカウキクサ | タチモ | フジバカマ | ヒメコヌカグサ |
| ハイネズ | マメダオシ | ミズギク | ヒナザサ |
| モンゴリナラ | シマジタムラソウ | アギナシ | ウンヌケ |
| スズカカンアオイ | オオアブノメ | スプタ | ヤマトミクリ |
| ヒメカンアオイ | イヌノフグリ | トチカガミ | ノグサ |
| アゼオトギリ | ミカワタヌキモ | セキシウモ | シズイ |
| イシモチソウ | ムラサキミミカキグサ | ミズギボウシ | サギソウ |
| カワラサイコ | トウオオバコ | シラタマホシクサ | エンシュウムヨウラン |

- 注) 1. 太字は1999(H11)年度に湿地、河川やため池、丘陵地等を歩いて確認した種を示す。
 2. 下線は「愛知青少年公園及びその周辺における環境調査結果について」(2000(H12)年10月 財団法人2005年国際博覧会協会)に「現地調査において確認された注目すべき植物種」として記述されているものを示す。
 3. 以下の資料より注目すべき種を抽出した。
 「長久手町史 資料編二自然編」(1983(S58)年4月 長久手町史編纂委員会)
 「色金山の植物調査結果」(1983(S58)年 川島勝)
 「東海シダの会会報 No.22」(1997(H9)年3月 福原稔)
 「香流川整備計画測量調査業務委託調査報告書」(1999(H11)年3月)
 「名古屋都市計画道路1・3・8号名古屋瀬戸道路(日進市～長久手町)環境影響評価参考資料」(1997(H9)年12月 愛知県)
 「愛知青少年公園及びその周辺における環境調査結果について」(2000(H12)年10月 財団法人2005年国際博覧会協会)

動物

本町には大型・中型の哺乳類はほとんど生息しておらず、昭和40年代にキツネが確認された程度です。「長久手町史 資料編二 自然」によると町内に生息する哺乳類としてノウサギ、イタチ、ネズミ類、ノキタコウモリ等5目6科11種があげられます。

資料調査の結果、生息の記録のある鳥類は15目33科97種、1999(H11)年度に町内の水辺や丘陵地等を歩いて確認した種は16目31科72種で、水鳥を除くかなり多くの種類が生息しているといえます。代表的な種として、市街地や人家付近ではスズメ、ヒヨドリ、ドバト、ため池や河川ではコサギ等のサギ類やカルガモ、セキレイ類やカワセミ、丘陵地ではシジュウカラの仲間やホオジロ等が見られます。猛禽類ではオオタカ等平地で多く見られる種が確認されています。

「長久手町史 資料編二自然」によると、町内に生息する八虫類は2目7科10種、両生類は1目4科8種があげられています。代表的な八虫類としては、イシガメやクサガメが河川やため池で、シマヘビやヤマカガシ等のヘビ類、カナヘビ等のトカゲ類が農地や丘陵地で確認されています。両生類では、水辺にはツチガエル、トノサマガエル、ダルマガエル、ウシガエルが多く、アズマヒキガエルやアカガエルは丘陵地で比較的好く見られます。

資料調査の結果、生息の記録のある魚類は5目9科25種、1999(H11)年度に河川やため池で確認した種は3目6科10種です。代表的な種として、河川で見られるオイカワ、カワムツ、ヨシノボリの仲間、コイ、フナの仲間が確認されています。また、池では外来魚であるオオクチバスやカムルチー、ブルーギルが繁殖し、在来種の生息に変化をきたしています。

「愛知の昆虫」(1990(H2)・1991(H3)年 愛知県)によると、本町産の昆虫としてトンボ目73種、カマキリ目5種、バッタ目25種、アザミウマ目12種、ユスリカ類54種、チョウ目19種があげられています。「ながくて昆虫記」(1993(H5)年 長久手町教育委員会)によると、トンボ目は、現在本町に土着していると推定される種は65種とされており、愛知県で確認された93種の約70%にあたります。丘陵地ではニシカワトンボ、ベニイトトンボ、マダラナニワトンボ等貴重なトンボが確認されていますが、平地の河川に生息する種は著しく減少しています。また、チョウ類は約60種が記録されており、農地や住宅地では平地性の種が一通り見られ、丘陵地の林では森林性のシジミチョウやギフチョウが産し、雑木林が比較的健在であることを示しています。1999(H11)年度に湿地や水辺、丘陵地を歩いて確認した種はトンボ目9科47種、チョウ目9科48種、バッタ目(鳴く虫のみ)8科27種でした。

資料調査結果や、1999(H11)年度に本町の湿地や神社等を歩いて確認された注目すべき動物は次頁のとおりです。

| 鳥類 | | 昆虫類 | | その他の動物 |
|-----------|----------|-----------|----------|---------|
| カンムリカイツブリ | フクロウ | ムスジイトトンボ | ヒメタイコウチ | スッポン |
| カワウ | ヨタカ | ベニイトトンボ | ハルゼミ | カワバタモロコ |
| チュウサギ | ヤマセミ | ムカシヤンマ | アオマツムシ | ホトケドジョウ |
| アオサギ | カワセミ | ナゴヤサナエ | ミカワオサムシ | アカザ |
| ハチクマ | アオゲラ | メガネサナエ | ヨツメトビケラ | メダカ |
| オオタカ | アカゲラ | オグマサナエ | ギフチョウ | |
| ハイタカ | コゲラ | ルリボシヤンマ | ヒメヒカゲ | |
| ハヤブサ | サンショウクイ | オオルリボシヤンマ | ウラナミジャノメ | |
| チゴハヤブサ | キビタキ | アオヤンマ | クロマドボタル | |
| チョウゲンボウ | センダイムシクイ | ハッチョウトンボ | | |
| シロチドリ | ヤブサメ | マダラナニワトンボ | | |
| タゲリ | オオルリ | ネキトンボ | | |
| アオバズク | | | | |

- 注) 1. 太字は1999(H11)年度に湿地、河川やため池、丘陵地等を歩いて確認した種を示す。
 2. 下線は「愛知青少年公園及びその周辺における環境調査結果について」(2000(H12)年10月 財団法人2005年国際博覧会協会)に、「現地調査において確認された注目すべき植物種」として記述されているものを示す。
 2. 以下の資料より注目すべき種を抽出した。
 「長久手町史 資料編二自然編」(1983(S58)年4月 長久手町史編纂委員会)
 「香流川整備計画測量調査業務委託調査報告書」(1999(H11)年3月)
 「名古屋都市計画道路1・3・8号名古屋瀬戸道路(日進市～長久手町)環境影響評価参考資料」(1998(H9)年12月 愛知県)
 「愛知の野鳥」(1977(S52)年2月 愛知県農地林務部)
 「愛知県野生鳥類生息調査報告書」(1991(H3)年3月 愛知県農地林務部)
 「愛知の昆虫(上)(下)」(1991(H3)年3月 愛知県農地林務部)
 「香流川(長久手町)の底生昆虫11年(1)～(4) 佳香蝶42(161)～(164)」(1990(H2)年～1991(H3)年 高崎保郎)
 「愛知青少年公園及びその周辺における環境調査結果について」(2000(H12)年10月 財団法人2005年国際博覧会協会)

(3) 生活環境

大気汚染

本町では、長久手中学校(長久手町大字岩作字権代30-3)において、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントの5物質について通年の大気汚染調査が行われています。1998(H10)年度調査では浮遊粒子状物質と光化学オキシダントが環境基準を満足せず、1999(H11)年度には光化学オキシダントが環境基準を満足しませんでした。二酸化窒素濃度(日平均値の年間98%値)は環境基準を満足しているものの、1993(H5)年以降年々高くなる傾向を示し、1996(H8)年には0.04ppmを超えています。(本編P.25参照)

また、1999(H11)年7月～2000(H12)年6月に町内の道路沿道3カ所(主要地方道力石名古屋線沿道2カ所、東名高速道路沿道1カ所)、住宅地等4カ所(北小学校、南小学校、長久手ニュータウン内公園、東小学校)で二酸化窒素の月平均濃度を測定しました。道路沿道では住宅地等に比べて値が高く、住宅地等調査地点では南小学校の値が最も高くなっています。季節変化をみると、夏季に比べ秋季、冬季の値が高くなっています。

水質汚濁

本町では、香流川等の河川およびため池で、経年的に水質調査を行っています。

香流川では、下流に向かうほど汚濁が進んでいるものの、香流川以外の河川と比較して年平均BOD濃度は低く、1983(S58)年～1999(H11)年度の過去17年間、砂防公園以外では10mg/吉以下です(砂防公園ではBOD濃度は高くなっています)。特に神明川合流点および湯の花水門では低い値となっています。経年変化をみると、各調査地点とも年平均濃度は昭和60年代から年々上昇傾向で

すが、下川原橋では1996(H8)年度から低くなる傾向となっています。

香流川以外の河川では、年平均BOD濃度が10mg/吉を越すことが多く、特に鴨田川では17年間で2年だけ10mg/吉を下回ったのみです。そのほか、雁又川上流、井堀川上流、森孝川、神明川上流でもBOD濃度が環境基準D類型の値を超える時期がありました。一方、堀越川上流、香桶川、東山川ではBOD濃度が環境基準D類型の値を下回っており、特に東山川は比較的きれいな川であるといえます。経年変化をみると、調査年度によりばらつきが大きいものの、各調査地点とも年平均濃度は昭和60年代から年々上昇傾向ですが、鴨田川、雁又川、堀越川では、1995(H7)年度から低くなる傾向となっています。

ため池では、年平均COD濃度は概ね2～10mg/吉の範囲で、調査年度によりばらつきが大きく、経年的な傾向はみられません。杓ヶ池については1995(H7)年度から年平均COD濃度は上昇傾向となっています。

また、2000(H12)年1月に愛知青少年公園近傍の2地点で地下水調査が行われ、その結果「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成9年3月環境庁告示第10号)の項目はすべて環境基準を下回っていましたが、「水質基準に関する省令」(平成4年12月21日厚生省令第69号)に関する項目ではマンガン、pH等の一部の項目で基準に適合しないものがありました。(資料:「愛知青少年公園及びその周辺における環境調査結果について」(2000(H12)年10月 財団法人2005年日本国際博覧会協会))

騒音・振動

本町内では、県道名古屋長久手線沿道で経年的に騒音および振動調査が行われています。

騒音レベルは、1996(H8)年度から1998(H10)年度にかけて、すべての時間帯で前年度調査結果より大きくなっています。1996(H8)年度の調査では、昼間を除いた時間帯で環境基準を満足していましたが、1997(H9)年度には環境基準を満足しているのは夜間のみとなり、1998(H10)年度にはすべての時間帯で環境基準を超えています。

振動レベルも、1996(H8)年度から1998(H10)年度にかけて、すべての時間帯で前年度調査結果より大きくなっていますが、振動規制法に基づく道路交通振動の限度(要請限度)と比較すると、すべての時間帯で要請限度を下回っています。

1999(H11)年11月に道路沿道5地点(主要地方道力石名古屋線沿道2地点、東名高速道路沿道1地点、県道田初名古屋線沿道2地点)、住宅地等3地点(岩七集会所、長配1丁目地内、戸田谷地内)で24時間の騒音調査を行いました。

道路沿道では、主要地方道力石名古屋線沿道と県道田初名古屋線沿道では環境基準を超えていました。東名高速道路沿道では環境基準を満足する結果となりましたが、これは遮音壁のある地点で測定したことによると考えられます。

住宅地等調査地点では、昼間、夜間とも10分間値の最大値は高い値を示していました。これは、直近の道路を通る車の影響が大きいと考えられます。

1999(H11)年11月および2000(H12)年5月に町内の道路沿道3地点(主要地方道力石名古屋線沿道2地点、県道田初名古屋線沿道1地点)で24時間の騒音・振動調査が各季3回行われました。騒音は、大部分の地点・時間帯で環境基準を超えていました。一方、振動は30dB未満～48dBと要請限度を大きく下回っていました。(資料:「愛知青少年公園及びその周辺における環境調査結果について」)

悪臭・土壌汚染

本町では公共下水道等が未整備の地区があり、浄化槽からの生活排水による悪臭の苦情が発生します。1997(H9)年度には悪臭に関する苦情は発生していませんが、1990(H2)年～1996(H8)年および1998(H10)年では4件～10件の悪臭に関する苦情が発生しています。

本町では、1998(H10)年度に大字長湫および岩作の水田9地点で土壌調査が行われました。調査の結果、溶出試験においてヒ素の値が環境基準を超えている地点がありました。なお、本町では、1989(H1)年～1998(H10)年度において、土壌汚染に関する苦情は発生していません。

また、1999(H11)年9月に愛知青少年公園内の3カ所で土壌調査が行われました。調査の結果、環境基準に関する項目はすべて環境基準以下でした。(資料:「愛知青少年公園及びその周辺における環境調査結果について」)

ごみ処理の状況

本町では、一般家庭から排出されるごみ(以後「一般家庭ごみ」という)は、基本的に収集は行政が、中間処理および最終処分は尾張東部衛生組合が実施しています。また、店舗および事業所等から排出される事業系一般廃棄物は、事業者自らが運搬するか、または事業者の委託による許可業者が収集運搬を行い、中間処理および最終処分は尾張東部衛生組合が実施しています。

産業廃棄物は、産業廃棄物の収集・運搬に係わる許可業者により収集・運搬され、産業廃棄物処分場において処理されます。なお、医療廃棄物については、晴丘センターにおいて受け入れを行っています。

一般家庭ごみは、もえるごみ、もえないごみ、びん・かん、古紙・ペットボトル、粗大ごみに分別され収集されます(ペットボトルは拠点回収も行っています)。また、これらの収集とは別に、役場環境課において一般家庭の廃天ぷら油を粉せっけんと交換しており、牛乳パックの回収により図書券を交付しています。

町が収集した一般家庭ごみおよび事業系一般廃棄物の焼却は晴丘センター(瀬戸市)で行われ、不燃性破碎残渣および焼却残渣(焼却灰)は北丘灰埋立地(尾張旭市)または愛知臨海環境整備センター(ASEC)で埋立処分されます。資源は資源再生業者に引き渡され、廃乾電池は回収後、北海道の野村興産(株)イトムカ鉱業所に処理を委託しています。

ごみの年間発生量は年々増加しており、1985(S60)年には1975(S50)年の約3倍、1990(H2)年には約5.3倍、1998(H10)年には約8倍の発生量となっています(本編P.21参照)。また、1人1日当たりの発生量も年々増加し、全国平均および愛知県平均と比較すると少ないものの、その差は小さくなってきています。なお、1990(H2)年から1998(H10)年にかけては資源の回収量が増加し、1人1日当たりごみ排出量は減少しています(本編P.21参照)。1997(H9)年度の1人1日当たりごみ発生量および処理量は、発生量原単位、焼却原単位、埋立原単位とも、瀬戸市および三好町、東郷町より多く、尾張旭市および武豊町、愛知県全体より少なくなっています。

なお、本町ではごみの減量化・資源化のため、コンポストおよび生ごみ発酵用密閉バケツの購入補助、資源回収奨励金の交付、牛乳パックと図書券の交換、広報での家庭不用品リユース情報コーナーの掲載等を行っています。

生活排水処理の状況

本町では、生活排水等の処理方法として、浄化槽およびし尿の収集以外に、公共下水道と農業集落排水事業のシステムがあります。

公共下水道は1996(H8)年10月から供用開始となり、2000(H12)年3月末現在、普及率25.4%、下水道が整備されている地区における水洗化率(接続している割合)58.6%となっています。

一方、農業集落排水は、前熊・岩作東地区では1996(H8)年6月から、熊張地区では1981(S56)年10月から供用開始されました。2000(H12)年3月末現在、両地区を合わせた農業集落排水の普及率は8.2%、整備されている地区における接続率は71.8%となっています。

2000(H12)年3月末現在の浄化槽人口は、町内人口の76.3%を占めています。

(4) 都市・快適環境

公園・緑地

2000(H12)年1月1日現在、本町の都市公園は都市計画決定している27カ所の内、杵ヶ池公園を始め26公園を整備し(内2カ所は部分開設)、さらに4公園を農村公園として整備しています。また、子どもの身近な遊び場として、児童遊園等を20カ所整備しています。

住民1人当たり都市公園面積は、2000(H12)年3月末現在約5.4m²となっています。これは、「都市公園法施行令」(昭和31年9月政令第290号)に定める市街地の住民1人当たりの標準「5m²以上」に該当します。また、本町には、古戦場公園、色金山歴史公園、杵ヶ池公園等比較的広くて緑豊かな公園が複数あります。

1995(H7)年度現在、市街化区域内における都市公園を除くその他緑地は社寺林等の民間施設緑地約5ha、地域性緑地が約7haで、これらは市街地内において貴重な緑地となっています。市街化調整区域を含むまち全体では、1995(H7)年度現在、都市公園や社寺林等の施設緑地が約293ha、法および条例等による地域性緑地が約772haとなっており、施設緑地の内約205haは愛知青少年公園が占めています。

また、市街化調整区域に分布する樹林地および丘陵地は、概ね地域森林計画対象民有林に指定されていますが、保安林の指定はごく一部となっています。

水辺環境

香流川は、香桶川合流部付近から下流では護岸され、水際植生もあまり見られないものの、遊歩道等が整備され、親水空間の機能を果たしています。一方、香桶川合流部付近から上流では、護岸されているものの水際植生が見られ、カワムツ等が生息し「自然」を感じることのできる河川となっています。

また、町内の小学校では、「香流川の生き物さがし」、「香流川クリーン作戦」、「クラブ活動でリバーウォッチングクラブを設置し香流川の生物を調べる」等、香流川を題材として環境教育が行われています。

香流川の支流は一次改修が終了している河川が多く、これらの河川では二面張りまたは三面張り護岸で水際植生や生物の生息がほとんど見られず、護岸も切り立っており、親水性等アメニティーとしての機能は弱いと考えられます。一方、香流川支流には未改修の河川もあり、これらの河川には水際植生があり比較的生物が見られ、「自然」を感じることのできる河川となっています。

町内には80を超えるため池があり、ため池台帳には46の池が記載されています。杵ヶ池は、周辺と一体となった整備がされ、杵ヶ池公園として人々に広く親しまれています。農業の衰退等にともない、農業用水利用としてのため池の機能は低下していますが、利水施設以外の機能が注目されています。立石池では、農業水利施設としての保全管理上必要な整備にあわせ、景

観の保全、水辺の生態系の回復等の整備も一体的に行い、豊かで潤いのある快適な地域の環境を創造することを目的とし、水環境整備事業計画が策定されています。

景観

本町の土地利用はまちの東西で二分されており、明確な景観区分が生み出されています。まちの西側には名古屋市街地との連続的な住宅地景観が形成され、中央部から東部一帯にかけては本町の自然景観を代表する樹林地に被われた丘陵地と田園が広がっています。

丘陵は緑の背景となり、本町の景観に潤いと安らぎをもたらすとともに、瀬戸市や豊田市の丘陵へとつながり、奥行きと変化のある景観を形成しています。また、香流川が丘陵の間を緩やかに蛇行しながら貫流し、丘陵とともに本町の自然を代表する水の骨格軸を形成しています。

地区を代表する景観要素や緑のランドマークとして、色金山、御嶽山、杵ヶ池公園、古戦場公園等があり、これらは、住民に親しまれています。また、町内に点在する史跡、社寺林は単調な景観に変化を与えるとともに、地区の歴史を物語る重要な景観要素となっています。

市街地の丘の上に立地する中央図書館および文化の家、主要地方道力石長久手線沿いに立地するトヨタ博物館は、立地特性と個性的な建築デザインにより、本町を代表するランドマークとなっています。

近年、潤いのある都市景観形成等、都市生活における快適性が求められるようになり、本町でも快適で魅力ある都市景観を整えるため、図書館通りでの景観整備事業の実施（1993(H5)年度～1998(H10)年度）、幹線道路の歩道のグレードアップ、地区計画制度の導入による建築物の制限（さつきが丘地区地区計画等）を行っています。また、生け垣設置事業および花いっぱい事業への助成等、個性あるまちづくりを目指した景観行政に取り組んでいます。

身近な自然とのふれあい

本町では、杵ヶ池公園等の都市公園が住民の重要なレクリエーションの場として機能しています。しかし、森林浴のできる緑の中の散策路、自然観察のできる公園、生物と触れ合える水辺等、身近な自然と触れ合える環境は少ない状態です。

本町で身近な自然と触れ合える場としては、愛知青少年公園があげられます。公園の北側はスポーツ施設、文化施設、芝生苑等となっていますが、南側は樹林が残っており、自然と触れ合える場となっています。

また、石作神社を起終点とし、約7.5km所要時間約2時間の長久手自然遊歩道があり、遊歩道沿線には、色金山や首塚等の国指定史跡、熊野社や御嶽神社等の社寺が点在しています。

文化財

本町は古戦場のまちであり、その歴史を今に伝える史跡が多数分布し、色金山や古戦場には公園が整備され、住民に親しみやすい形で残されています。また、町内に古くから伝わるオマント(馬の塔)や棒の手、警固祭り等が無形民俗文化財として指定され守り伝えられています。

町内の埋蔵文化財包蔵地は、古墳9カ所、古窯16カ所、城跡4カ所、その他の遺跡7カ所となっており、古墳は大字熊張に、古窯は大字岩作に多くなっています。

(5) 広域・地球環境

廃棄物問題

今日、経済社会活動が大量生産、大量消費、大量廃棄型となり、高度化するにつれ、廃棄物

の増大、質の多様化および最終処分場の残余容量の逼迫等が生じています。また、資源採取から廃棄に至る各段階での環境への負荷も高まっています。

今日の廃棄物問題の最も大きな課題であるごみ減量（排出抑制、再利用、再資源化）、産業廃棄物の適正処理については、物流の発達等により、市町村レベルを超えた広域での現状を把握する必要があります。

一般廃棄物

愛知県におけるごみ排出量は昭和60年代以降急激な増加傾向にありましたが、1990(H2)年頃からごみ減量化・再資源化の取り組みが進んだことや、景気の低迷等により、緩やかな増加傾向になっています。また、埋立処分量は1991(H3)年度をピークに減少傾向にありますが、1998(H10)年度のごみ排出量は278.8万t、埋立処分量は61.2万tで、最終処分場の残余年数は5.1年と厳しい状況にあります。

2000(H12)年度には、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以後容器包装リサイクル法という）が全面施行され、県民、行政、事業者がそれぞれ役割を分担し、分別排出、分別収集、再商品化を行う取り組みが進められています。

1998(H10)年度の、市町村の分別収集や粗大ごみの破碎処理過程等からの回収、および子供会やPTA等住民の集団回収によるリサイクル率は12.6%で、上昇傾向にあります。

産業廃棄物

1994(H6)年度における産業廃棄物発生量は1,728万t、排出量（発生量から有用物を除いた量）は1,097万t、最終処分量（埋立量）は328万tでした。また、最終処分場の県内全体の残余年数は、年間の埋立量から推計すると、1994(H6)年度末現在5.9年となっています。

水循環

日本における水循環の現状

今日、わが国では、各地で湧水の枯渇、河川の平常時流量の低下等、水循環の悪化による障害が生じてきており、水循環の問題は、流域が一体となって取り組む必要があります。

水は、“雨(降水) 森林・土壌水(浸透) 地下水 地表水(河川・湖沼) 海洋 蒸発雨”という自然の循環過程の中にあり、河川の通常流量の確保、水質浄化、水辺環境保全および生態系の保全に大きな役割を果たしています。また、水は循環することにより繰り返し利用が可能な「循環する資源」という特徴をもっており、環境保全上健全な水循環の維持・回復は水環境の保全において重要な課題です。

しかし、20世紀後半以降、森林、水田等の荒廃や減少、都市での雨水の不浸透域の拡大が進み、流域全般にわたり、地表水・地下水を通じ水のかん養機能が低下しました。他方、生活用水、工業用水や発電用水等の需要が拡大し、水循環の有する水の供給能力や浄化機能に必ずしも沿わない人工的な水循環系が増大しました。特に、地下水の大量汲み上げは、地下水を中心とした水循環に大きな影響を与えました。

また、我が国では洪水等の脅威を押さえ込む方向で治水上の基盤整備がなされ、必ずしも水循環のもつ多様な機能にまで十分に配慮が払われたとは言い難い状況も生じました。

これらに加えて近年では、酸性雨の問題や、地球温暖化と水循環との密接な関係が明らかになりつつあるなど、人間活動が地球的規模での降水パターンの変化を引き起こす可能性も指摘されています。

本町における現状と対策

本町は香流川の最上流部に位置し、本町東部の丘陵が香流川の水源となっており、本町における水循環が香流川下流の地域（名古屋市）に影響を与えることとなります。

利水面からみると、上水は本町のほぼ全域が愛知中部水道企業団から給水を受けていますが、一部岩作地区において井戸水の利用がみられます。農業用水は、本町内のため池や香流川からの取水、愛知用水の導水、自噴井戸等により賄われています。排水面では、公共下水道および農業集落排水に接続している家庭等の生活排水は各施設で処理した後、香流川に放流されています。そのほかの生活排水は、各々個別浄化槽で処理され、側溝等を通して町内の河川に放流されています。

本町における水循環の特徴として、湧水湿地や自噴井戸等が多いことがあげられます。

本町においても、市街地の拡大、東部丘陵における開発行為による緑地の減少、農地の減少、農業人口の減少や農業従事者の高齢化等による農地の荒廃等により、保水機能が低下していると考えられます。現在では、生活排水や、ため池および愛知用水等の農業用水が香流川の“水源”の一つとなっています。

住民アンケート調査やヒアリング調査結果等によると、水循環の悪化が原因と考えられる「香流川上流の平常時流量の低下」、「井戸自噴水量の減少」、「市街化にともなう町西部の気温の上昇」等の現象が報告されています（データの裏付けはない）。また、将来的には下水道等の普及により、現在生活排水が流入している河川および香流川の一部区間における流量の低下が懸念されます。

本町においても、水源かん養機能の保全につながる樹林や農地の保全、一部歩道や色金山歴史公園駐車場の透水性舗装の実施等が行われています。各種法令等による枠組みの他、樹林の保全のために、市街化調整区域の樹林所有者への緑の保全の啓発のためのダイレクトメールの発送、都市公園法における「都市林」制度を活用した整備計画の検討等が行われています。また、農地の保全においても、減反政策の一環として、行政と農協で転作のための補助金を国の上乘せとして実施しています。なお、透水性舗装の実施については、現在担当部局により個別に行われており、水循環の確保や雨水貯留対策といった総合的な考えに基づく透水性舗装の実施が望まれます。

地球温暖化

現在最も重要な地球環境問題の一つは、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等の温室効果ガスによる地球の温暖化です。

温暖化による世界的影響と予測

IPCCでは、1990(H2)年から2100年までの期間の人口、経済成長等をさまざまに仮定した、将来の温室効果ガス等の排出に関する6つのシナリオを公表し、使用しています。これらのシナリオは二酸化炭素排出量の動向から下記の3つの予測に分けられます。

低位の予測：2100年の二酸化炭素排出量は1990(H2)年より40%減少となるシナリオ

中位の予測：2100年の二酸化炭素排出量は1990(H2)年の3倍弱となるシナリオ

高位の予測：2100年の二酸化炭素排出量は1990(H2)年の5倍弱に増大となるシナリオ

これらの予測による世界的な影響として、気温の上昇、海面の上昇、異常気象の発生、食料生産への影響、自然環境への影響、健康への影響があげられます（本編P.33参照）。

森林保全と地球温暖化

森林は二酸化炭素の吸収源であり、その面積は全世界に34億ha、その約半分は熱帯地域にあります。しかし、熱帯林は毎年約1%が消滅しており、森林のもつ炭素固定能力の減少と、樹木に貯えられていた炭素が大気中に放出されることによって温暖化を早めています。

熱帯林の減少原因は現地の行き過ぎた焼畑耕作や放牧地の拡大、燃料としての伐採が挙げられますが、先進国へ輸出するための商業伐採も大きな要因の一つです。特に日本は東南アジアから大量の木材の供給（輸出量の6割は日本向け）を受けており、東南アジアの熱帯林消失に大きな責任があります。

地球温暖化防止京都会議（COP3）

地球温暖化の防止に向けて、地球温暖化防止京都会議（COP3）が1997（H9）年12月1日から10日にわたり、締約国155カ国、非締約国6カ国の参加を得て開催されました。第1回締約国会議の決定（ベルリン・マニフェスト）に従って、先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定める法的文書「京都議定書」が採択され、日本は、2008（H20）年から2012（H24）年までの5年間で、1990（H2）年当時の排出量の6%（二酸化炭素換算）を削減することを目標としています。

日本における対策と現状

日本では、1998（H10）年10月に成立した地球温暖化対策推進法に従い、「温暖化対策の基本方針」を策定し、国内での温室効果ガスの削減を進める計画です。また、各自治体においても温暖化対策の地域計画の策定が進んでいます。

酸性雨

酸性雨とは、“酸性を示す降雨または乾性降下物”のことです。もともと雨は、大気中の二酸化炭素が溶け込み、pHが5.6程度で、一般にこれより数値が低い（酸性度が高い）ものを酸性雨といいます。

酸性雨は、大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物等が雨水に溶け込むことにより発生すると考えられています。酸性雨の影響としては、湖沼への影響、森林への影響、建物や文化財への影響、土壌や地下水への影響があげられます。

酸性雨に対する世界的な取り組みとしては、ヨーロッパでは、「長距離越境大気汚染条約」が1979（S54）年に締結され、この条約の下に、硫黄酸化物や窒素酸化物を削減するための「ヘルシンキ議定書」が関係20カ国の間で締結されています。また、北アメリカにおいては、米国とカナダで酸性雨被害の拡大を防止するための二国間協定が1991（H3）年に調印されています。

我が国では、環境庁が1983（S58）年度から1997（H9）年度にかけて5年ごとに第1次、2次、3次の酸性雨対策調査を実施しました。第3次調査の1993（H5）年度から1995（H7）年度までの調査データを基にまとめられた報告によると、全国的にpH5.0未満の酸性の強い雨が確認されました。これはヨーロッパやアメリカと同程度の酸性度で、その影響が懸念されていますが、現時点では森林や湖沼等への被害は確認されていません。地域的には都市地域においてpHがやや高い（酸性度が低い）傾向が見られました。

1997（H9）年度の愛知県内の酸性雨のpH測定結果（地点別平均値4.8～6.3）を1997（H9）年度の環境庁酸性雨対策調査結果（4.6～5.8）と比較すると、全国のレベルより若干pHが高めです。また、2000（H11）年度には町内の小学校で降雨のpHを測定しました。その結果、pHは4.5～6.3で、西小学校、長久手小学校、東小学校で酸性雨が確認されました。

オゾン層の破壊

人工的な物質であるCFC（クロロフルオロカーボン：いわゆるフロン的一种）等が大気中に放出された後、成層圏に達し、そこで太陽の紫外線によってCFC等が分解されて生じた塩素原子や臭素原子が触媒となって、成層圏のオゾン層を破壊することが近年問題になっています。

地球を取り巻く大気中のオゾンは、その大部分が下部成層圏（地表から約20～25km）に分布しており、太陽から放射される有害な紫外線の大部分を吸収しています。このオゾン層は、大気中に放出されたフロン類等の化学物質により破壊されるおそれのあることが指摘されています。

フロン類は、電子部品の洗浄剤、冷蔵庫やクーラーの冷却剤等、幅広い分野で利用されている人工的な物質です。これが地表で使われたあと大気中に放出されると、徐々に成層圏に達し、分解されて塩素原子を放出します。この塩素原子がオゾン層を次々と分解することにより、オゾン層を破壊します。フロン類の他にオゾン層を破壊する物質として、ハロンや1,1,1-トリクロロエタン等があります。これらの物質はフロン類と同様に成層圏で分解され、ハロンは臭素原子を、1,1,1-トリクロロエタンは塩素原子を放出し、オゾン層を破壊します。

オゾン層が破壊されると、それまではオゾン層によって遮られていた太陽光線に含まれる有害紫外線の地表への到達量が増大し、皮膚がんや白内障の増加等の健康や、生態系への影響、さらには気候の変化等さまざまな影響を引き起こします。オゾン層が1%減少すると、皮膚がんが4～6%増加すると予測されています。南極でのオゾンホールは1983(S58)年頃から顕著に見られ、最近では、北極や札幌でもオゾンの減少が確認されています。

オゾン層の保護については1987(S62)年に締結された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」等に基づき国際的な対策が講じられ、1992(H4)年の第4回議定書締約国会議においてフロンの大気中への放出を抑制するためのフロンの回収・再利用・破壊の促進が決議されました。我が国では「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（昭和63年5月20日 法律第53号）に基づき、特定フロンの生産規制や事業者による排出抑制・使用合理化等が行われています。

国連環境計画(UNEP)の報告によれば、このような取り組みの結果、モントリオール議定書の生産規制をすべての締約国が遵守すれば、オゾン層破壊物質の要因である大気中の塩素濃度は今世紀末にピークに達し、その後は減少すると見込まれています。21世紀初頭にはオゾン層も回復に転じ、南極におけるオゾンホールも21世紀中頃には出現しなくなると予想されています。

愛知県では、業務用空調機器、廃自動車、廃家電品等に使用されているフロンの回収・処理を推進するため、1996(H8)年3月に関係者が一体となってフロンの回収・処理を推進するための「愛知県フロン回収・処理推進協議会」（1999(H11)年3月末現在の構成員：関係団体10、事業者75（賛助会員を含む）、地方自治体68）が設立されました。協議会では、「愛知県フロン保管センター」を指定するなど、フロン回収・保管・処理ルートの整備、充実に努めています。このルートにより、1998(H10)年度は33.6tのフロンが回収され、そのうち16.3tのフロンが破壊され、11.7tのフロンが再利用されました。

11. 用語集

【あ行】

ISO14000シリーズ

国際標準化機構（ISO）が作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格（国際規格）のこと。このうち、ISO14001は、組織が環境マネジメントシステムに適合していることを表明する場合に用いられる規格で、事業者は、審査機関に申請して合格すると、規格適合の認証を取得できる。有効期限は3年で、更新することができる。

これは企業だけにとどまらず、あらゆる組織、団体を対象にした規格であり、地方自治体等の行政においても取得する動きがある。

あいち学術研究開発ゾーン構想

愛知県の提唱する構想で「世界的な産業技術の中核圏域」を目指す名古屋圏において、既存産業の高度化と新しい産業の創出につながる研究開発機能の強化・集積を目指し、犬山市から岡崎市にかけての本町を含む9市5町にまたがる名古屋東部丘陵地域に施設誘致を図り、一大拠点としての整備を目指す構想。

アイドリング

自動車を停止させたまま、エンジンを回転させたままにすること。不必要なアイドリングを抑えることで地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制できる。

硫黄酸化物

石油や石炭等の化石燃料の燃焼により発生する二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)、硫酸ミスト等の総称。二酸化硫黄(SO₂)は呼吸器系への悪影響があり、四日市喘息等の原因となった。また、酸性雨の原因の一つになっている。

インターロッキング舗装

形状、色調、パターンを変えたブロックを景観に配慮して敷設する道路舗装。

エコカー 「低公害車」参照

エコマーク

「私たちの手で地球を守ろう」という気持ちを表し

た環境保全に役立つと認められる商品につけられるシンボルマーク。(財)日本環境協会が認定を行っている。(本編P.113参照)

オープンスペース

広々とした空間のこと。公園・広場等、建物によって覆われていない土地の総称。市街地では休息の場所や防災上の避難場所として確保されることがある。

オゾン層

オゾンを高濃度に含んでいる地表から20～25kmの下部成層圏にある層。オゾン層は太陽光に含まれる紫外線波長領域の中で、生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしている。

近年、大気中に放出されたフロンやハロン等のオゾン層破壊物質が下部成層圏で波長200～220nmの太陽紫外線を受けて分解し、放出された塩素原子がオゾン分子と反応してオゾンを減少させている。特に極地上空のオゾンの濃度が希薄化し、いわゆるオゾンホールが出現している。

温室効果ガス

太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー（赤外線）が放出される。その赤外線が大気中に存在する特定の微量気体に一旦吸収されることにより、大気の温度が上昇する。このような作用をする大気中の微量気体を総称して温室効果ガスと呼ぶもので、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等がある。

【か行】

合併処理浄化槽

し尿と合わせて、台所や風呂等からの生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境へのBOD負荷の排出は約1/8に抑えられる。

環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）

工場、事業場が化学物質の環境への排出量や廃棄物としての移動量を自ら把握し、その結果を行政に報告し、行政が何らかの形で公表するもの。化学物質の排出および移動量の登録を通じて、環境リスクを管理するものである。

環境カウンセラー登録制度

民間の自主的な取り組みを支援するため、環境省が1996(H8)年度に創設した制度。環境に関する知識や経験を活用して環境に関する相談や助言を行える人を広く一般から募集し、一定の要件を満たす人を「環境カウンセラー登録簿」に登録する。この名簿を広く一般に公表することで市民や事業者からの環境保全活動等に関する相談・助言の要請や、環境学習に際しての講師派遣の依頼等に応えようというもの。

環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境により影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。家計簿で金銭に係わる家庭の活動を把握し記録するのと同じように、「環境家計簿」によって、金銭では表わせないものも含め、環境に係わる家庭の活動を把握しようとするものである。自らの生活を点検し、環境との関わりを再確認するための有効な試みである。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。

現在、環境基準は、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染および地下水について定められている。

環境基本法

公害対策基本法にかわって、1993(H5)年11月に新たに制定された環境に関する最上位法。今日の環境問題に適切に対処していくためには、社会経済活動やライフスタイルを見直し、多様な手法を活用することが必要である。環境基本法は、こうした観点から環境政策を進めるための新たな枠組みとなるものである。また、国の環境基本計画を策定することが定められている。

環境共生住宅

住宅の高気密化、高断熱化や冷暖房、給湯、照明機器の改善等を図るとともに、太陽光、太陽熱の利用、雨水の再利用、生ごみの堆肥化や屋上植栽等により、エネルギーの消費や二酸化炭素排出量の削減をはじめ、環境保全に総合的に配慮した住宅のこと。

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響のことであり、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものとして、「環境基本法」に定義されている。

環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指すタイプの農業のこと。

具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿等の農業関係排出物をリサイクル利用するなどの取り組みがあげられる。

環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のことで、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質。

環境マネジメントシステム

企業等の組織において、組織の活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすため、環境保全に向けた目標および方針に基づき、その取り組みを計画的に実行、管理するためのシステムのこと。環境管理システムともいわれる。ISO 14000シリーズは、企業等の組織が環境マネジメントを行うときの組織内システムのあり方を定めた国際規格である。

環境リスク

化学物質等による環境汚染が、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれ(可能性)を示す。リスクは、「発生の不確かさ」と「影響の大きさ」で評価される。

近隣騒音

家庭のピアノ、クーラーからの音、ペットの鳴き声等の生活騒音、飲食店営業等の営業騒音、商業宣伝放送の拡声器騒音等のこと。

クリーンエネルギー

環境への影響がより少ないエネルギーのこと。太陽エネルギー、風力エネルギー等の自然エネルギーや、電力、LNG(液化天然ガス)等の二次エネルギーがあげられる。

グリーン・ツーリズム

都市住民等が農山漁村で長期に滞在して休暇を楽しむ余暇活動のこと。従来の観光のように、名所・旧跡を訪ねて回る旅行とは異なり、その地域の自然、文化、農林漁業体験や人々との交流等で休暇を楽しむ旅行のかたちである。

このような農山漁村と都市のさまざまな交流を通じて、人々の交流が活発になり、農林漁業の振興や、農山漁村の活性化が促進されることが期待される。

グリーンマーク

古紙を再生利用した紙製品につけられるマーク。(財)古紙再生促進センターが認定を行い、点数に応じて学校等にノート、苗木等が贈られる。(本編P.113参照)

クローズドシステム

排水や排気等を回収、浄化处理し、再利用することにより系外への排出を行わないシステム。

景観形成作物

収穫を目的とせず、景観の形成を目的としたヒマワリ、コスモス、菜の花、レンゲ等の作物のこと。

光化学オキシダント

大気中のオゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)等の酸化力の強い物質の総称。大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い日射を受け光化学反応を起こし、生じたもの。人体への影響は、高濃度の時には眼を刺激し、呼吸器、そのほかの臓器に影響を及ぼすといわれている。また、オキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、日差しの強い春～夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

コジェネレーションシステム

燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その廃熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房等低温で間に合う用途に利用するシステム。このシステムは電力需要と熱需要が適切に組み合わせられた場合は、総合エネルギー効率が70～80%まで向上する。

こどもエコクラブ

子ども達が地域において主体的に環境学習および環

境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全への高い意識を熟成することを支援するため、環境庁が1995(H7)年から募集し、発足したクラブ。各クラブは小中学生数人から20人程度で構成される。本町では、環境課でこのクラブの登録を行っている。

子どもセンター

民間も含めたさまざまな関係機関や地域の関係者から、地域の子どもの体験活動や子育てサークル等に関する情報を収集し、提供する拠点。文部省の「全国子どもプラン(緊急3ヶ年戦)」の施策の一つとして全国に子どもセンターを設置することが定められている。

コミュニティゾーン

住宅地において歩行者の安全を優先する区域。

【さ行】

里山

里山とは、狭義としては標高の低いなだらかな丘陵に人手によって形成され、維持管理されてきた林のことを示し、広義としてはこのような林と周囲の農地やため池、小川、草地等と一体となって形成される環境をいう。「里山」は、古くから人の利用と自然の豊かさが調和して保たれてきた日本を代表する自然であり、生物の多様な生息環境として、また安らぎを与える身近な自然としての機能を有しており、近年、その重要性が認識されている。

本計画書では広義の意味を採用する。

産業廃棄物

工場、事業場における事業活動等により生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の19種類を指す。排出する事業者は、自らの責任で適切に処理する義務がある。

酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでおり、清浄な雨水でもpHは5.6程度となっている。このため、一般にはpH5.6より低い雨を酸性雨という。

酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれている。これらの主な発生源は、工場や自動車等の人為的なものであるが、火山の噴煙のように自然現象によるものもある。欧米では、湖沼や森林等の生態系への被害も発生している。

COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demandの略。海域や湖沼における主として有機物による水の汚れ度合いを示す指標で、水中の汚濁物質を酸化剤（過マンガン酸カリウム）で化学的に酸化するときに消費される酸素量をmg/ ㍎で表したものの。値が高いほど、汚濁が進んでいることを意味する。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域、および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地を抑制すべき区域。市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発等を除き開発行為は許可されず、また原則として用途地域を定めないとされ、市街化を促進する都市施設は定めないとされている

自然環境保全地域

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、すぐれた自然環境を保全するために指定された地域。1999(H11)年3月末現在、県内11地域が指定されている。

自然公園

すぐれた自然環境とその景勝を保護するとともに、その適正な利用を進めることを目的として指定された地域。自然公園法に基づく国立公園、国定公園および愛知県立自然公園条例に基づく県立自然公園の3種類がある。

持続的発展

将来の世代の要求を満たしつつ、現在の世代の要求をも満足させるような発展のこと。環境は経済社会の発展の基盤であり、環境を損なうことなく発展することが持続的な発展につながるという考え方。

市民農園

自然とのふれあいを求める住民に対し、その機会等を提供するために、農地を一定区画に区分し、一定期

間貸し付ける農園のこと。

市民緑地制度

緑地の確保を目的として、行政が土地所有者から土地を借り受け、緑地として整備し、住民に開放する制度。借り受けた契約の期間は、緑地の管理は行政が行うこととなる。

循環型社会

環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリサイクル、リユースに配慮したシステムを有する社会のこと。

親水

水遊び、釣り、湖畔の散歩等日常生活や観光、レクリエーションを通じて、湖沼、池、河川等の水辺に近づき、身近に親しむこと。

水源かん養機能

森林が有している機能の一つで、地表を流れる河川の水や地下水が枯渇しないように補給する働き、能力のこと。樹木、落ち葉および森林土壌の働きにより、降水を効果的に地下に浸透させ、長期にわたり貯留、流下させることにより、洪水調節、渇水緩和等河川流量の平準化を図ったり、地下水や湿地を維持することができる。

生活排水クリーン推進員制度

生活排水による河川等の水質汚濁の防止と、住民の生活環境の保全を図ることを目的とした制度。推進員は、町長から依頼された町内在住の住民で、地域の住民に生活排水についての情報や知識を提供し、家庭でできる浄化について指導するなどの役割を果たす。

生態系

生物（植物、動物、微生物）とこれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、鉱物、空気等）とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいう。

生物多様性

すべての生物の間の違い（変異性）をいう。生物多様性には、種内（遺伝子）の多様性、種間の多様性および生態系の多様性がある。生物多様性の保全とは、

さまざまな生物が相互の関係を保ちながら、本来の生育環境の中で繁殖を続けている状態を保全することをいう。

ゼロエミッション

エミッションとは排出物、廃棄物を指す英語でゼロエミッションとは「廃棄物ゼロ」という意味であり、一産業・社会部門から出る廃棄物を、極力その中で再利用するとともに、他の部門の再生原料等として活用することにより、環境への負荷を一切なくすこと。1994(H6)年に国際連合大学が「ゼロエミッション研究構想」を発足させ、国際共同研究事業として研究が進められている。

総合公園

都市公園法に基づく都市公園の一種で住民の休息、遊戯、運動等の総合的な利用を目的とした公園。

【た行】

ダイオキシン類

1999(H11)年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナ-ポリ塩化ビフェニルと規定された。ごみの焼却等により非意図的に発生する。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性等多岐にわたっている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

1998(H10)年10月に公布された法律。

この法律は、1997(H9)年12月の「気候変動枠組条約第3回締約国会議(温暖化防止京都会議)」で決まった議定書において、日本に温室効果ガスの排出量を2008(H20)年～2012(H24)年の間に1990(H2)年レベルよりも6%削減することが義務づけられたのを踏まえ、国や自治体に削減の実行計画の策定、公表を義務づけ、地球温暖化対策の推進を図るものである。

そのなかで、国の責務として、温室効果ガス排出を抑制するため、自治体や国民の取り組み内容を示す基本方針を策定するとともに、自らの排出を抑制するための実行計画を策定し、実施状況を公表することとしている。都道府県や市町村も、国と同様、実行計画を策定、公表するとしており、また国民の責務として日常生活における温室効果ガスの削減を掲げ、これまで

基本的には排出自由であった温暖化ガスの抑制、削減に努めることとしている。

地区計画制度

比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態や道路・公園の配置等、地区の特定にふさわしい良好な街区を整備し、保全するための基準を定める制度。

地区公園

都市公園法に基づく都市公園の一種で、徒歩距離圏内における運動、休養等のレクリエーションのための公園。

窒素酸化物

窒素と酸素の化合物の総称で、燃料その他の物質の燃焼にともなって発生する。大気中には多くの種類が存在するが、主に一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)が大気汚染に関係している。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグや酸性雨の原因の一物質でもある。

中水

生活用水や事業用水のなかで、水洗トイレ、冷却、冷房、散水等の用途向けに、下水や産業排水の再生水等を利用するもので、水質が水道水より低い水のこと。

鳥獣保護区

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」によって、鳥獣の保護や繁殖を図るために必要な区域について、期間を定め指定される地域。さらに、特に必要のある場合には鳥獣保護区の区域内に特別保護区が指定される。鳥獣保護区域内では、鳥獣の捕獲等が原則として禁止されるほか、特別保護区域内では木竹の伐採、水面の埋め立て、干拓等を行う場合には許可を要する。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素といった大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車が増えられる。

デポジット制度

飲料容器等を販売する際に、あらかじめ回収の手数

料を付加し、回収する際に預り金を返金する制度。

天然記念物

動植物や地質鉱物で学術上価値の高いもののうち、国、県、市町村が指定したものをいう。

透水性舗装

道路や地表の舗装面上に降った雨水を、隙間が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法（舗装帯の貯留と路床の浸透能力によって、雨水を地中へ浸透）。主に都市部の歩道等に使用される例が多く、地下水の保全・かん養、街路樹の育成および雨水流出抑制等の効果がある。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地のこと。

都市林

都市公園法施行令第2条第2項に定められた都市公園で、主として動植物の生息・生育地である樹林地等の保護を目的とするもの。市街地およびその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地、草地、水辺からなる。野生動植物の保護を図るほか、都市気候の改善を図るなど、都市の良好な自然的環境を形成する緑地である。

【な行】

ネイチャー探検隊

児童を対象とし児童館が行っている、身近な緑や川を対象とした自然観察。観察以外にも、町内の身近な自然の中で葉や木を集めてきて工作を行ったりする。

二酸化硫黄

石炭や石油等の化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬等の事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガス等から発生する。二酸化硫黄は直接、あるいは粉じん に吸着するなどして人体に入り、呼吸器系に影響を与えたり、動植物や建物等にも被害を及ぼすこともある。

二酸化窒素

石油、ガス等の燃料の燃焼にもなって発生し、工場、自動車等が主な発生源である。人の呼吸器系に影響を

響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の一つとなる。

農業集落排水施設

農業用排水や河川等の水質保全と農村生活環境の保全のため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設。

【は行】

排水性舗装

道路表面が多孔質で、その孔から雨水を浸透させ、道路脇の排水溝等へ流れ出す構造の舗装。道路表面には雨水が貯まらず、スリップ防止等の効果がある。また、自動車の走行にともなう騒音を低減する効果もある。

ハイブリッドカー

ガソリンエンジンと電気モーターといった複数の動力源を組み合わせて走行する自動車。それぞれの動力の欠点を補完しながら駆動し、例えば減速時のエネルギーを電池等に蓄積し、加速時を主にエンジンの補助動力として再利用することで低公害性およびエネルギー利用率の向上を図っている。

パークアンドライド

都市周辺駅に駐車場を設置することにより、公共交通機関への乗り換えを促進し、都市内へ集中する自動車交通量の削減を図る方式。

バリアフリー

高齢者や障害者等の生活や活動に不便な障害を取り除くこと。階段に手すりを設置する、スロープを設ける、通路の段差をなくすなどがあげられる。

ハロンバンク登録消防設備

ハロンバンク推進協議会に登録されている消防設備のこと。ハロンバンク推進協議会とは、既に生産され、消火設備、機器として設置済みのハロンのデータベースを作成し、ハロンの回収、リサイクルを行うことを目的として、1993(H5)年7月に設置された協議会である。なお、ハロンの生産は1993(H5)年末に中止された。

pH（水素イオン濃度指数）

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アル

カリ性の度合いを示す。pH7が中性、7より大きくなるとアルカリ性、7未満が酸性となる。pHが6.5～8.5の範囲を出ると、河川の生産性が低下し、水処理にも悪影響がでるといわれ、魚類や農作物に被害を与えるようになる。

BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demandの略。河川等の水の汚れ度合いを示す数値で、水中の有機物等の汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するときに消費される酸素量をmg/吉で表したものの。数値が高いほど、水中の有機汚染物質の量が多い。

ppm

ppm (parts per millionの略) は、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、パーセント(%)が百分の1の割合を指すのに対し、ppmは100万分の1を意味する。

例えば、空気中1m³中に1cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1kg中に1mgの物質が溶解している場合、この物質の濃度を1ppmという。

ビオトープ

生物を意味するBioと場所を意味するTopを合成したドイツ語で、「野生生物の生息空間」を意味する。生態学的には「生物の生息に必要な最小単位の空間のこと」とされている。一般にはトンボ池等ある程度のまとまりのある生息地としてやや緩やかに使われ、さらに地域的な広がりをもつ生息空間等として幅広く使われることもあり、郊外から都市にかけての水辺、湿地、草地から森林にいたるまでの水と緑を結ぶネットワーク化までを考慮した概念である。

ヒートアイランド現象

都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動にともなう人工熱の放出、大気汚染等が原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなる現象。

等温線を描くと都心部が島のようなことから、ヒートアイランド(熱の島)といわれる。

人にやさしい街づくり計画

本町が策定した計画で、子ども、老人、障害者等のすべての人が、公共施設や店舗等を円滑に利用できる

まちづくりを推進するための基本方針等を定めた計画。

ヒートポンプシステム

低い温度の熱源から冷媒(熱を運ぶための媒体)を介して、熱を吸収することによって高い温度にする機器で暖房、給湯等に使用されている。これは、ちょうど水を低いところから高いところに押し上げるポンプのような原理で熱を移動させるところから、この名前で呼ばれている。また、冷媒の流れを逆にすることで冷房等にも使用されている。

風致地区

良好な都市環境を形成している土地について、その風致(丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地を含む良好な自然的環境のこと)を維持し、都市環境を保全するために定められた地区をいう。

浮遊粒子状物質

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径が10ミクロン(1cmの1000分の1)以下のものをいう。

フロン

正式にはクロロフルオロカーボンといい、炭化水素にフッ素と塩素が結合した化合物の総称。極めて安定な物質で、電子部品の洗浄剤、冷蔵庫等の冷媒、発泡剤等に広く用いられている。大気中に放出されると、オゾン層を破壊し、地上に到達する紫外線を増加させるといわれている。

保安林

木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。保安林においては、立木竹の伐採等の一定の行為を行う際には、都道府県知事の許可が必要となる。

ポケットパーク

快適な都市環境を確保するため、歩行者の休息や集いの場となるとともに、良好な都市景観の一つとなるような小広場のこと。

【ま行】

マニフェスト

産業廃棄物による環境汚染や不法投棄の防止等のため、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取り扱い上の注意等を記載した産業廃棄物管理票。

また、マニフェストシステムとは事業者が発生させた産業廃棄物の運搬や処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合に、マニフェストとともに廃棄物の処理と報告を行うことを義務づけた制度のこと。廃棄物処理工程が記録されることにより、不適正処理や不法投棄を防ぐことを目的としている。

【や行】

有機塩素系化合物

有機塩素系化合物は、一般に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことをいい、一般的には生物分解が困難であり、水にあまり溶けず、油に溶けやすいため、動植物の体内に蓄積されやすいことが知られている。主に金属、機械部品等の脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使用されているトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等がある。

容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」のことであり、1995(H7)年に公布され、1997(H9)年に改正された法律。2000(H12)年に全面施行された。

増大する一般廃棄物の中で、相当部分を占めている容器包装について、再生資源としての利用を図るために住民（排出抑制）、事業者（再商品化等の促進）、行政（分別収集の実施）それぞれの役割を示し、さまざまな規定を設けている。

【ら行】

リターナブルびん

洗って繰り返し使用できるびんのこと。一升びんやビールびんが代表的である。最近は減少の傾向にあり、一回限りの使用を予定してつくられるワンウェイびんの生産が増加している。